

北海道議會時報

特集第一回臨時道議會

第 12 卷 第 7 号

昭和 35 年 7 月



北海道議會事務局

北海道議會時報第12卷第7号(昭和35年第1回臨時道議會)

— 第 7 号 目 次 —

議会の動き

資 料

第一回臨時道議会……………一

本 会……………一

決 議……………四

各派交渉会……………五

常任委員会……………五

特別委員会……………二六

チリ地震津波災害対策特別委員会
総合開発調査特別委員会

六月のメモ

大臣、次官、衆参両院正副議長、常任委員長、政党
幹部名簿……………三六

会 合

全国都道府県議会議長会……………三七

北海道東北六県議会議長会……………三七

表紙写真

— 深山アカシヤ —

北海道議会議務局撮影

議会の動向

K.U

第一回臨時道議會

去る五月二十四日早晩突如として本道太平洋沿岸を襲つたチリ地震津波による災害対策のため開かれた第一回臨時道議會は六月一日招集され、同日開会、会期を六月一日一日間に決定の後、知事より、被害状況並びに措置経過について報告を聴取、このあと今次災害に対し天皇、皇后兩陛下から御救恤金を下賜されたことに對し御礼言上の決議を行ない、更に本件復旧対策の樹立とその推進をはかるため十七人をもつて構成するチリ地震津波災害対策特別委員会を設置して閉会した。

本 会 議

○六月一日 午後一時二十六分、徳中議長第一回臨時道議會の開会を宣し、引き続き開議、直ちに日程に入り、**日程第一**會議録署名議員の指定、諸般の報告の後、議長より、元道會議員千葉兵藏君(五月十一日)、東出太郎市君(五月十七日)の逝去につき弔詞を贈り哀悼の意を表した旨を報告、次に**日程第二**会期決定の件を議題に供し、会期を六月一日一日間とすることに決定、次に**日程第三**チリ地震津波災害の件を議題に供し、知事より、被害状況及び応急措置経過についての報告を聴取、あらかじめ會議時間を延長して、午後一時四十一分休憩、午後四時十分再開、諸般の報告の後、議長より、今次チリ地震津波災害に對し天皇、皇后兩陛下から御救恤金を下賜されたことに對し御礼言上の決議を行ないたい旨を述べ、異議なくそのことに決定、決議文を書記朗読の後、全会一致でこれを可決、次に日程に追加して**決議案第一号**(チリ地震津波災害対策特別委員会設置に関する決議)を議題に供し、本件は提案説明並びに委員会付託を省略の後、異議なく原案のとおり可決、直ちに次の委員の選任を決定した。

竹内重雄(社)	松尾三良(自民)
千葉軍治(自民)	阿部英一(自民)
尾崎勇(自民)	杉本栄一(自民)
津川直一(社)	堀田毅(自民)
岡田義雄(社)	大島三郎(自民)
渡部勇雄(社)	堀重平(社)
川村清一(社)	太田益夫(社)
西野吉一(自民)	二瓶栄吾(協)

西 島 順 三 (自民)

次に厚生及び水産常任委員長から継続調査の申し出のあつた調査中の案件について委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定、以上をもつて議事の全部を議了、徳中議長より閉会の挨拶があつて、午後四時二十分閉会。

チリ地震津波災害に関する知事報告

本日ここに臨時北海議会の開会に当りまして、去る五月二十四日早曉、本道の太平洋沿岸を襲いましたチリ地震津波による被害の状況と、これに対処してとりました応急措置につきまして御報告申し上げ今後各位の何分の御協力を御願ひ致したいと存する次第であります。

今次災害に際しまして、畏くも天皇、皇后兩陛下におかせられましたは、本道災害の惨状に思いを致されまして、その救済並びに復興資金の一部として、金一封を御下賜されましたことは、洵に感激に堪えないところでございまして、ここに謹んで御報告申し上げる次第であります。

さて、既に御承知の如く、今のチリ地震津波は南米チリにおいて史上最強の規模といわれる地震の発生により、ひろく太平洋岸一帯にわたり津波の襲來をみたものであります。本道におきましては、五月二十四日午前二時半ないし四時頃その第一波が襲來し、爾後次第に激しさを加えつつ、各地に甚大なる被害を与えたのであります。現在までに判明いたしました本道における被害の概況は、お手許に配付いたしました資料のとおりでありまして、その被害地域は、函館、苫小牧、釧路、根室の四市及び渡島、胆振、日高、十勝、釧路、根室の六支庁管内の二十二ヶ町村に及んでおります。

今次災害によりまして

死者 十人 行方不明 六人 負傷者 十五人

を生じましたことは誠に遺憾でありまして、これら不慮の災厄にあわれた方々に対し、深く御同情申し上げる次第であります。

又、住家及び非住家の被害は、四千四百三十四戸でその金額は二億八千万円、罹災人員は一万五千人に及んでおります。

土木関係においては

海岸の欠壊	七ヶ所	河川欠壊	二ヶ所
道路流失	九ヶ所	橋梁流失	五ヶ所
漁港被害	九港	港 灣	三ヶ所 等

その被害総額は十九億五千万円にのぼり、水産関係におきましては

漁船の流失、大破、小破数は四百三十七隻を数え、さらに漁網、漁具その他漁業施設等の被害を含めて、水産被害額は約三億二千万円に上りその他文教、林業等の被害の外、電々公社、国鉄関係等の被害をも加えますと、今次津波による被害総額は実に約三十一億余円に達するのであります。

この被害総額のうち、二十億円余が釧路支庁管内浜中村に集中されているのでありまして、同村は去る昭和二十七年三月の十勝沖震災により甚大な被害を蒙つたのであります。未だその傷痕が癒えきらぬうちに、再度今次の災害を受けたものであり、被災者は漁期を間近に控えて、唯一の生産手段である漁船、漁具及び干場に大きな被害を蒙つた次第であります。又、その他の地域における沿岸漁業者にも多大の打撃を与えたことはまことに同情に堪えないところであります。

道におきましては、この災害の発生と同時に、逸早く状況の把握に努めるとともに、一部被害地における交通通信機関の杜絶によつて困難が伴つたのであります。幸いに関係機関の献身的な御努力と相まつて、各般の緊急措置をとつて参つた次第であります。

すなわち、災害の発生した五月二十四日、被害の最も著しい浜中村に対し、災害救助法を適用して避難所の設置、食糧、衣料、防疫、医療救護等の措置を講ずるとともに直ちに民生部長を現地に派遣して実情を調査せしめ、応急対策の現地指導にあたされたのであります。五月二十七日には私自身も現地に参りまして、密かに被災地の実情を視察いたしました次第であります。更に被災地の復旧対策の万全を期するため、翌五月二十八日には本庁、関係支庁及び東京事務所にて「北海道チリ地震津波災害対策本部」を設置し、特に浜中村には支庁現地班を設けて

関係職員を駐在せしめる方途を講じたところであります。

又、海上保安部、自衛隊、開港局及び日赤並びに地元消防団等におきましても、それぞれ災害発生後直ちに航空機による被害調査、巡視艇及びヘリコプターによる人命救助をはじめ、毛布、食糧等の生活必需品及び援護物資の輸送給与又は貸与に当るの外、救護所の開設、衛生部隊の派遣、道路の応急修理、流木の処理等極めて適切な措置を講ぜられたところでありまして、これらの機関及び団体に對しましては衷心より感謝の意を表明する次第であります。

つぎに現在までの応急措置状況の概要を申し上げますと、災害救助法を適用いたしました浜中村に對しましては、災害発生と同時に三地区に八ヶ所の避難所を設置し、炊出し、給食品及び寝具等の給与を実施し又、救護及び防疫については日赤道支部の救護班のほか、保健所、簡易保険救護班、厚生病院等の協力を求めて救護、防疫班を編成し、家屋消毒、飲料水のろ過、検病調査、健康診断を継続的に実施中でありますが罹災者中から赤痢患者の発生をみましたので、治療及び防疫の徹底を期している次第であります。

災害救助法以外の援助措置といたしましては、日赤道支部及びキリスト教奉仕団体等による援助物資が自衛隊の協力を得て車両及び飛行機等により現地に急送せられ、救助用物資及び応急建築用資材の輸送については国鉄運賃の減免措置が実施され、又、目下災害義援金募集委員会による救援金品の募集が行われている次第であります。

次に罹災住宅につきましては、特に被害の著しい地域につきまして、災害救助法による応急仮設住宅と災害公営住宅、住宅金融公庫資金の措置等によつて復旧いたしたい所存であります。現地罹災者の事情等からして、昨年の十四号及び十五号台風の際と同様に、特別措置によつて建設戸数枠の増加、補助率の引上げを行うよう国に對して要請中であります。住宅復旧用木材については、国有林及び道有林より特別払下げができるよう処置をいたしておるところであります。

なお、浜中村の被災ヶ所は、さきに十勝沖地震災害においても高潮の被害を見た地点でありますので、このような危険地域についての建築対策につきましては、今後地元当局とも協議して慎重に検討をいたして参りたいと存じている次第であります。

次に水産被害につきましては、漁船の流失、沈没破損或は漁港、干場漁舎、加

工場、漁具、漁網の損傷等その被害が極めて大きいので、現地の被害の実体の把握に努めているところでありますが、昆布等の漁期を控え、差し当り応急措置として被災漁船の修理復旧及び代船建造を促進するため、世帯更生資金及び生業資金の貸付について、所要の措置を講じた次第であります。

何れに致しましても、漁業被害については漁船、漁具等生産手段の復旧について、系統機関の協力を得て融資措置を講ずる外、昨年の災害時にとられた措置に準ずる施策の実現を期して参りたいと存する次第であります。

次に商工業関係の被害につきましては、調査が極めて困難であります。未だ充分に実情を把握致しておりませんが、報告によりますと、函館市、浜中村等を中心に工場、店舗施設、商品原材料等を合せ四億八千四百万円と相成つておりまして、これが再建資金の融通につきまして、政府並びに関係金融機関に要請致したいと存じておる次第であります。

次に土木被害につきましては、災害発生と同時に、その被害の把握に努めると共に、緊急に復旧を要すると認められる道路橋梁については、資材その他を調達し交通の確保に努力しているところでありますが、目下建設省より査定官の現地派遣を得て、復旧について改良復旧の方式を採用せらるるよう要請中であり、更に今後各官所管の緊急査定の実施を要請し、復旧対策に遺憾なきを期して参りたいと存するのであります。

その他、被災漁民の生活の安定をはかるため、応急失業対策事業の早期実施を期するよう検討いたしている次第であります。

また、今次被災市町村はその財政力必ずしも十分でないものでありますので、これらに對する財政措置については、とりあえずつなぎ融資の措置を講じた次第であります。

以上、被害の状況とこれに對しとりました措置について御報告を申し上げます。次第であります。今次災害の早急な復旧と被災者のすみやかな再起をはかるためには、道自体として実施可能なものはすみやかにこれを実施することはもとよりであります。災害対策のうちには国の措置にまづべきものも多々あるのであります。今後これらの対策の実現につきましては、議員各位の格別の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

(昭和35・6・1原案可決)

今次、チリ地震津波災害に對し、御見舞金を拝受したことは感激にたえません。道民は、一致協力して、被害地区の救済に努めますとともにすみやかなる復興に向つて努力を尽しております。

ここに、北海道議会の決議をもつて謹んで御礼を申し上げます。

右天皇、皇后両陛下に言上を請います。

宮内庁長官 宇佐美 毅殿

北海道議会議長 徳中祐満

第一回臨時道議会に議員から提出のあつた案件

提出月日	番 号	件 名	議事経過
六、一	一	チリ地震津波災害対策特別委員会設置に関する決議	六、一 原案可決

決議

決議案第一號

(昭和35・6・1原案了決)

チリ地震津波災害対策特別委員会設置に関する決議

右の議案を別紙のとおり提出いたします。

昭和三十五年六月一日

提出者 北海道議會議員

北海道議會議長	提出者	北海道議會議員
德中祐滿殿	同	深山和圀
同	同	大石利雄
同	同	中野与作
同	同	千葉大作
同	同	高橋賢一
同	同	岡嶋保二郎
同	同	黒松秀夫

チリ地震津波災害対策特別委員会設置に関する決議

一、本議会に十七人の委員をもつて構成するナリ地震津波災害対策特別委員会を
設置する。

二、本委員会は

(一) 昭和三十五年五月におけるチリ地震津波災害の復旧対策を樹立し、その推進をはかる。

(二) 各常任委員会所管の前号関係事務について連絡調整を行う。

三、本委員会は閉会中も調査を行うことができるとし、議会において調査終了を議決するまで継続存置する。

四、本委員会に要する経費は、昭和三十五年度中七十万円以内とする。

(理由)

今次チリ地震津波による災害の被害甚大なる実情にかんがみ、これが対策の樹立及び促進をはかるため特別委員会を設置しようとするものである。

各派交渉会

常任委員会

○六月一日 午後零時一分、各派交渉室において開議、午後三時九分散会。

総務委員会

① 第一回臨時道議会の運営について協議、日程第一会議録署名議員の指定、日程第二は会期決定の件、日程第三はチリ地震津波災害の件について知事より被害状況並びに措置経過報告を聴取することに決定。

② 会期は本日一日間とすることに決定、知事の報告を聞いてから対策を協議するため一旦休憩することとして、午後零時五分休憩、午後二時五十八分再開。

③ チリ地震津波災害対策特別委員会を設置することに決定、その構成は、自民九、社会七、協同一の十七名、経費は年度中七十万円とし、特別委員会設置の決議案は交渉委員全員が提案者となることを了承。

④ 天皇皇后両陛下からの御救恤金下賜に対する御礼言上決議を議長発議で行なうことに決定。

⑤ 災害対策の件で知事側で緊急措置を要する要望事項については特別委員会において了承を願ひ知事議長の連名でそれぞれ関係方面に要望を行ない、恒久対策等については第二回定例会で更に協議することを了承。

○六月二日 午前十一時十六分、各派交渉室において開議、午後五時四十九分散会、委員長 沖野 政雄（自民）

請願、陳情の審査

請願

第一八一号 日米安全保障条約批准反対決議要望の件（保留）

委員長より、審議の方法について諮り、

井口委員（社）より、本件を取上げること賛成である旨、

原田委員（自民）より、昭和二十九年の艦砲射撃問題等について委員会で取扱つた前例は全国的なものであつたかそれとも北海道的なものであつたのか、

橋本（清）委員（社）より、昭和三十年以後の議会において日ソ国交調整、千島齒舞返還問題を決議し、オネストジョン原爆禁止の時にいても行なつており、安保改定は日ソ国交回復、安全操業、漁業交渉、領土問題等に大きな関係があり本道に直接利害関係があるから先例に従つてやるべきでないか、

津川委員（社）より、府県や市町村で議決した例があるかどうか、佐野委員（社）より、本問題についてそれぞれ政党的に委員間の交換をはかられるのか、今後の議事運営をどのようなルールで行なうつもりか、

井野委員（社）より、本問題の国会における強行審議及び国内状況からして早急に短時間で精力的に審議すべきでないか
等についてそれぞれ意見があり、委員長より応答、

原田委員（自民）より、請願の趣旨からして結論をださなければならぬが本日直ちに結論をだすということは大変であるから休憩してほしいこと、

井口委員（社）より、休憩の前提として改正が道民にどのような影響を与えるかということを検討するということであれば賛成であること、

佐野委員（社）より、歯舞、色丹の返還、安全操業に対する見通しについて相談し請願に対する答をだすということであれば休憩に賛成すること

等について意見があり、請願の願意に立つて検討することということで休憩することに決定、午後零時二十四分休憩、午後三時十二分再開、委員長より、自民、協同の両党に対し相談の結果について報告を求め、田中（自民）天谷（協）各委員より、それぞれ報告があった後、井野（社）佐野（社）井口（社）、田中（自民）杉本（自民）各委員の間で活発な意見が交わされた後、暫時休憩、（休憩中各党代表者で協議）再開後、委員長より、各党話し合いをしたが時間的に無理であるので願意に沿うてお互に案文の作業に入り、七日改めて委員会を開会することについて諮り、異議なくそのことに決定。

○六月七日 午後三時四十九分、第一委員室において開議、午後三時五

十一分散会、委員長 沖野 政雄（自民）

一般議事

委員長より、安保改定関係の請願審査の問題については去る二日の各党代表者会議において本日本問題について相談することになっていたが自民党案の提示が遅くなったこと及び協同党天谷委員（協）

が本日欠席のため協議できなかったので明日改めて協議することになった旨を述べ、本日はこの程度にて散会することとした。

○六月八日 午前十一時五十四分、第一委員室において開議、午後五時

三十分散会、委員長 沖野 政雄（自民）

一般議事

① 佐野委員（社）より、住宅団地造成並びに下水処理に関する各府県等の状況視察、井口委員（社）より、警察施設の整備並びに郵便局舎等整備促進法案の早期成立に関する中央折衝の経過についてそれぞれ報告の後、異議なくこれを了承、ついで総務部長より、期末手当の支給及び昭和三十四年度の道税決算見込み等の問題について説明を聴取。

② 委員長より、安保改定に関する請願審査の取扱いに対する各党代表者による話し合いの経過について報告の後、

井野委員（社）より、願意に沿うて意見をまとめる委員長として今までの論議、協調的論議の中でどのように作業を進めて実のらせようとしているのかその考え方

について質疑、委員長より応答、本件の取扱いに関し佐野（社）橋本（清）（社）田中（自民）井口（社）津川（社）各委員及び杉本副委員長（自民）より意見があり、更に検討を続けることに決定、本日の議事はこの程度にとどめ明日午前十時より開会することとした。

○六月九日 午後六時二十八分、第一委員室において開議、午後七時五

十分散会、委員長 沖野 政雄（自民）

請願、陳情の審査

請願

第一八一号 日米安全保障条約改定批准反対決議要望の件（採択）

委員長より、本件の取扱いに関する基本的態度を決めるべく話し合いを続けたが遺憾ながら基本的には並行線をたどるのみであるとの結論に達したことについて報告があり、

橋本(清)委員(社)より、委員長は報告の中で努力したが結論に至らなかったといっているがどういふ結論に達したかその内容、自民党が「願意に沿うて」の解釈で別な理解をしているということはそのれですむものかどうか委員長の意見はどうか、

佐野委員(社)より、委員長は党幹部と話し合いをした結果仕方がないというのか、あるいは総務委員会の委員長としてこれ以外方法がないか

について質疑、委員長より応答、本件の取扱いに関し井口(社)田中(自民)井野(社)各委員より種々意見があつた後、原田委員(自民)より、請願第百八十一号の取扱いについて意見の一致をみない状況であるので表決により採否を決定されたい旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、本件を議題としたが

橋本(清)委員(社)より、議事進行について発言を求め、只今重大な動議がでたが今まで検討されてきたのはこのような動議がでることのないようにまたこのような形で採否を決めたくなかつたからであるどうしても見込みがないという動議ならやむを得ないが先例にはしたくない、

天谷委員(協)より、また採決で決める時期でなくもつと話し合

いの余地があると思うので採決には反対する
井口委員(社)より、採決で押し切ることは最後の手段であり、そのようにならないよう話し合いをし努力を重ねてきた、残念であるが議事進行に協力する

ことについてそれぞれ意見があつた後、委員長より本請願は表決により採否を決せられたいとする動議について諮り、異議なくこれを可決、ついで

天谷委員(協)より、議事進行について発言を求め、このような請願についてはもつと慎重に時間をかけて審議すべきであり時期的にも採決をすべきでないと考えるので採決には反対であることに ついて意見があつた後、本件について起立による採決の結果(天谷委員(協)退席)起立多数で本請願を採択とすることに決定、なお田中委員(自民)より、少数意見の留保があつた。ついで委員長より、委員全員を發議者とする決議案の提出についての取扱いについて諮り、

田中委員(自民)より、少数意見の留保等の関係もあり案文は賛成の委員とよろしく取扱つてほしい

ことについて意見があり、異議なくそのことに決定、他の請願、陳情の審査の關係から明日午前十時より本委員会を開き各党代表者間において真駒内団地の視察等の日程を決めることとした。

○六月十日 午後二時十五分、第一委員会において開議、午後四時三十分散会、委員長 沖野 政雄(自民)

請願、陳情の審査

請 請

第一九一号 北海道在勤公務員に対する給与引上げ要望の件 (採択)

第二二一号 幌延村町制施行の件 (保留)

陳 情

第二七二号 豊富町地内日曹巡査部長派出所並びに兜沼豊富両巡査駐在所改築の件 (採択)

第二七三号 稚内国営船入瀬に稚内警察水上派出所の復活移築と警察官配置の件 (採択)

第三五四号 国立室蘭大学夜間制短大に対し助成の件 (採択)

第三六一号 浦臼村町制施行の件 (保留)

一般議事

- ① 総務部長より、真駒内団地開発事業の計画について説明を聴取の後、

井口委員（社）より、真駒内団地の総体的計画はどうか、また団地開発について住宅課がやっているもの会社でやっているものなど将来の責任の所在はどうなっているか、事業の担当はどうか、全体計画として道路はどの位になるのかその年次計画

等について質疑及び要望があつて、午後二時三十四分休憩、午後三時四十五分再開、委員長より、真駒内団地開発計画における本年度の事業概要、学校建設等の各事項についてはこれを了承すること及び分譲計画については価格算定基礎等についての資料提示の際審議することについて諮り、異議なくそのことに決定、

- ② 浦臼、幌延村の町制施行に関する現地調査の日程については委員長一任とすることに決定、

○六月二十五日

午前十一時十五分、第一委員室において協議会を開議、午前十一時十七分散会、委員長 沖野 政雄（自民）

一般議事

委員長より、前回の委員会において請願、陳情審査の際浦臼村の町制施行に関する現地調査を第二回定例会前に行なうことの申し合わせを決定しているので本日はこれより現地調査をすることについて諮り、異議なくそのことに決定、

○六月二十七日

午後一時三十分、第一委員室において開議、午後四時五十二分散会、委員長 沖野 政雄（自民）

一般議事

- ① 総務部長より、第二回定例道議会提案予定の議案について、財政課長より、追加更正予算の内容についてそれぞれ説明を聴取の後、

津川委員（社）より、議案第十四号の河川堤防敷地条例の改正に関連して使用料についても改訂されることになるのかどうかについて質疑、総務部長より答弁、

- ② 委員長より、前回より継続審査の議案第六十五号については去る六月五日の本委員会において社会党井野（社）自民党原田（自民）両委員に対し各党においてそれぞれ検討願うよう要請しておいたがいまだ各党とも結論が出されていないので今後引き続き検討された旨を述べた、

- ③ 道警本部総務部長より、本年一月発生した標津警察署の失火に関し責任者の処分状況について報告の後、異議なくこれを了承、

- ④ 井口委員（社）より、幌延村及び浦臼村の町制施行に関する現地調査並びに豊富町、稚内市における警察施設等視察の経過について報告の後、異議なくこれを了承、

- ⑤ 委員長より、去る六月九日の委員会において決定した請願第百八十一号（日米安全保障条約批准反対決議要望の件）の取扱いについては休憩して各党代表者にて協議することにした旨を述べ、暫時休憩の後、午後四時五十分再開、委員長より、代表者会議の結果本請願に対する委員長報告は休会明けへき頭本会議に報告する取扱いとすることについて諮り、異議なくそのことに決定、次に道営住宅明渡し請求にかかる訴訟、和解、調停に関する専決処分事項については後刻協議するので検討しておくこととした、

厚生委員会

○六月一日 午後三時十分、第三委員室において開議、午後三時四十二

分散会、委員長 福島新太郎（自民）

一般議事

① 委員長より、閉会中事務調査案件として、「チリ地震津波による被災者に対する生活安定対策及び各種生業資金並びに防疫対策の件」とすることについて諮り、異議なくそのことに決定、ついで委員長より、釧路支庁管内の災害地視察状況について報告があつた後、太田委員（社）より、生業資金及び世帯更生資金貸出しに対し、町村長の保証を求めているが、これは好ましいものではないと思うが、部長はどのように考えているか、

渡辺委員（社）より、災害救助法適用期間延長の有無、被災者に対し、災害公営住宅の出来るまで、集団仮設住宅を建設してやる考えはないか、また榊町には医療施設がなく、早急に医療団を派遣すべきでないか、関連して、太田委員より、災害復旧資材が船で運ばれ榊町に陸揚げされているが気象状況が良くないため作業が著るしく遅れており、適用期間内の完了は困難と思うが災害救助法の適用期間を延期するよう努力すべきでないかについて、

千葉（専）委員（自民）より、災害公営住宅建設完了時期及び早急に集団収容所を建設するよう国に対し働きかける考えはないかについてそれぞれ質疑及び要望があり、民生部長、衛生部長より答弁。

○六月二十七日

午後一時四十六分、第三委員室において開議、午後三時三十分散会、委員長 福島新太郎（自民）

一般議事

① 社会課次長より、チリ地震津波災害の復旧工事の進捗状況について説明を聴取の後、

渡辺委員（社）より、応急仮設住宅の建設が遅れているようであるがその間被災者の集団収容所を作るべきでないかについて質疑、社会課次長より、ついで衛生部長より、チリ地震津波災害の赤痢防疫対策及び水道施設の復旧状況並びに道立小樽病院その後の状況について説明を聴取、委員長より、小樽病院閉鎖事務の処理状況を視察した経過について報告があつた後、

松尾副委員長（自民）より、最近夕張地区を中心に発生した小児マヒ治療費の負担について札幌市と夕張市との間で対立していることであるがこれに対する見解、

渡辺委員（社）より、夕張市鹿島地区におけるし尿処理施設が完備していないため同地区のし尿が河川に流出し下流住民が小児マヒの恐怖にさらされている問題に対する道の対策、太田委員（社）より、道立小樽病院の閉鎖に関連して患者職員の問題とあわせ建物の処分も進めているかどうか等について質疑、衛生部長より答弁。

② 衛生部長、福祉課長より、第二回定例道議会に提案予定の追加更正予算について説明を聴取の後、

中野委員（社）より、今回の追加更正予算に社会福祉館の復旧予算が組まれているか、

太田委員（社）より、道立門別病院の精神科のベッドを五十床増床する話があるが増床する場合は現在の病棟を移転新築しなければならずこの移転費について今回予算化したか

について質疑、衛生部長、福祉課長より答弁。

③ 厚生施設の道内視察経過について、熊谷委員（社）より、上川宗谷支庁管内、中野委員（社）より、胆振、後志、渡島、松山各支庁

管内の報告があつた後、

太田委員(社)より、有珠の優健学園視察の際園児の出身地が胆振支庁管内に偏在しているがこれはPRが広く行なわれていないためでないか、今後児童相談所を督励してこのような良い施設があることを全道に知らすべきでないか、

千葉(軍)委員(自民)より、道立鬼脇病院の施設整備と医師の充足対策はどうか

について質疑、衛生部長、福祉課長より答弁、ついで渡辺委員(社)より、道内視察の結果視察してきた事項をテーマにして良く検討論議して委員会として結論を出すべきでないか

中野委員(社)より、保健所職員の公宅の問題などは全道共通の問題として論議し何らかの結論を出すべきでないか、

熊谷委員(社)より、報告書の中にある各種陳情項目の共通点を取上げて論議するのも良いではないか
についてそれぞれ意見があつた。

商工労働委員会

○六月二日

午後一時十六分、第三委員室において開議、午後三時六分散会、委員長 大久保和男(自民)

請願陳情の審査

請願

第七九号 丘珠飛行場を北海道空港に指定取消方要望の件

(保留)

陳情

第一五四号 北海道商工会連合会に対する助成並びに指導体制確立の件 (保留)

第一六六号 女満別空港整備費に対し助成並びに空港の維持管理を道に移管の件 (採択)

第二二四号 日高線合理化に伴う貨物集約輸送計画実施について善処方要望の件 (採択)

第二八六号 国鉄中間小駅の貨物取扱存続要望の件 (採択)

第二八七号 豊沼駅の貨物取扱廃止計画撤回要望の件 (採択)

第二八八号 峯延駅の貨物取扱廃止計画撤回要望の件 (採択)

第二八九号 滝川市に道立職業訓練所設置の件 (採択)

第二九〇号 信用組合資金造成の件 (採択)

第二九一号 北海道工業誘致条例適用基準緩和の件 (採択)

第二九二号 室蘭市に国立北海道開発工業試験所設置要望の件 (取り下げ)

第二九三号 札幌市に国立北海道工業開発試験所設置の件 (取り下げ)

第三二〇号 江別市に国立北海道工業開発試験所設置の件 (取り下げ)

第三二一号 斜里町に職業訓練所(又は分室)設置の件 (採択)

第三二六号 室蘭八戸間連絡船舶航路開設の件 (保留)

第三四七号 函館―大間間航路開設促進の件 (保留)

第三五七号 貿易の自由化並びに輸出入取引法の改正反対要望の件 (保留)

第三六〇号 夕張市鹿島地区に巡回職業相談所開設の件 (採択)

一般議事

① 宮沢委員(社)より、全国石炭鉱業不況対策協議会開催状況について、千葉(大)委員(社)より、炭鉱保安及び国鉄赤字路線廃止に

関する中央折衝経過並びに大阪国際見本市、小倉博覧会等の視察状況についてそれぞれ報告があり異議なく報告を了承。

- ② 委員長より、商工労働状況調査のため一班(道北・十四日より二十日まで七日間)、二班(道央道南・十七日より二十三日まで七日間)に分かれ道内調査を行なうことについて諮り、異議なくそのことに決定。

農務委員会

○六月六日 午後一時三十分、第二委員室において開議、午後三時四十分散会、委員長 二瓶 栄吾(協)

一般議事

- ① 菅田委員(社)より、去る六月二日開催の農家負債整理対策連合小委員会における審議経過について報告の後、異議なくこれを了承。
- ② 農務部長よりビート生産計画に関する中央折衝の経過について報告があつた後、

笠井委員(社)より、農林省の連絡協議会の段階で本計画がとまっているのか、省議決定の時期はいつか、また衆参両院農林、水産委員会にかける考えはあるか、当委員会の要望意見書に対し部長はどのような処置をとつたか

石畑委員(自民)より、先般衆院農林水産委員長が来道し三十七年度より操業して間に合うのであわてる必要がないとの意見があつたが、工場誘致方針とあわせて増反されている現実であり委員長が来道されたときは状況が違つている、三十六年一工場を認可して

ほしいという生産者の希望については部長は政府が決定するので止むを得ないと考えているか、または三十六年度一工場認可してもらいたいという考えか

等について質疑があり、農務部長より答弁。

- ③ 委員長より、農作物の生育状況並びに農作業等の現況について説明を求め、農業改良課長より説明を聴取の後、

笠井委員(社)より、概括的にみて、平年より遅れているように思うが種子不足という状態が起きてこないか、気象予報について今年の長期予報はあたらないように思うが今後の見通しはどうか、今年は冷害的要素が含まれているという専門技術員談として掲載された新聞報道に関連して、これは全道的な技術者の会合で検討して打出されたものかどうか

渡辺委員(社)より、資料の中に「普通」「やや不良」「不良」等の表現の定義及びこの資料のとりまとめはどこでどのような方法で調査したのか、ビートの作況について道北道東の気象条件が悪いということであり、留萌、宗谷が普通、十勝、空知、日高、後志等がやや不良とあるがこの判定の方法及び理由はどこにあるか

等についてそれぞれ質疑があり、農業改良課長より答弁、午後二時十五分一旦休憩、午後二時二十分再開

- ④ 委員長より、共同集乳組織整備促進事業の現況について説明を求め、畜産課長より説明を聴取の後、

時田委員(自民)より、酪農振興法の期限が五カ年で切れるがこれの対策を引き続き申請してやる考えか、市乳処理の認可に関し、集約酪農地帯は知事の承認が必要で衛生部で認可をしているのか、またそうではなく高度集約酪農対策の関係で知事の認可により実施するのか、農協、町村、各連合会等の協議決定の上生乳共販体制を行なうのであるが、明治、森永の両社が入り生産者側としてはサービスがよく都合がよいとの意向であるというが、これを一方的

に行なえば共販体制はうまく行かないと思うが農協、町村及び各連合会等のまとまつた意見を取り入れて共販体制を実施しているのか、中標津及び八雲のように牛の集中した有利な地帯に会社をもつならよいが雪印のように牛の集中していない不利な地帯とで共販を進めるのには同じ条件では入れないと思うが道はどのように考えているのか、根室内陸の集荷区域施設について明治乳業は八カ所もつているがこれについては認可されているか、また認可しなくともよいのか、これに対する制約の有無、道は地域的に工場建設計画に沿い、良い地域に将来工場を建て拡張しようという計画があると思うが一定の計画を上回つたら他の工場も認可するのだろうか

等について質疑があつた後、

菅田委員（社）より、本日は蒔田委員の質疑と理事者の答弁のみにとどめ明日改めて行なつてはどうか

渡部委員（社）より、蒔田委員の質疑に対する答弁については明日行なつてはどうか

についてそれぞれ意見があつた後、

⑤ 委員長より、本問題に対する質疑応答は明日引き続き行なうことについて諮り、異議なくそのことに決定。

○六月七日 午前十一時二分、第二委員室において開議、午後三時三十分

分散会、委員長 二瓶 栄吾（協）

一般議事

① 畜産課長より、共同集乳組織整備促進事業の現況について昨日の蒔田委員（自民）の質疑に対し答弁があつた後、

渡部委員（社）より、地域内工場数の少ないところは一カ所多いところは五カ所となつており、中心工場は必ずしも一工場でなければならぬとは思わないが、一地域内に四、五カ所あるところはどのように処置するのか、現在の生産目標百五十石では経済状態が悪

く会社を合理化するためには三百ないし四百石の処理能力が必要であるというが四百石に増えた場合乳製品が安くなるのか、これの法律的及び行政的措置はどうなるか、また二以上の会社が競争すると農民にしわ寄せがくるというがその具体的内容及び現在の指導はどこをねらいにしているのか、中標津クレーンステーションの設置により雪印と明治の両社が競争することでサービスが向上されたというがどのように向上したのか、集約酪農地域外の町村に指定地域を設定しているが道は集約地域と同じように指導しているのか及びその指定町村数、道の方針で現在牛乳共販を行なっている地域のうち、異なる工場が二以上ある地域の明示及びどの位牛乳を集荷しているか、昨年の参院農林水産委員会の酪農振興法改正の審議を行なつた際、独占をしないように付帯決議がついているが、これはいかなる意味でつけられたのか、貿易自由化に対する総合対策をどのように考えているか、関連して

石畑委員（自民）より、中標津にクレーンを許可した場合、雪印も現在のような形で行なわず農協を通さなくて代金を即払いして対抗するといつてゐるが道はどのような指導及び対策を考えているか、また中標津を許可した場合、八雲、鹿追も許可しなければならぬが農協にも影響を与え中途半端な酪農地帯が出来てくるのではない

か 等についてそれぞれ質疑があり、農務部長、畜産課長より答弁、

午後零時七分一旦休憩、午後一時十五分再開、次に

堀野委員（社）より、森永乳業が道酪農開発株式会社を作り、牛乳共販と逆行する目的で出発する動きがあるが道は関知しているか、中標津のクレーンについて現地各機関の意見を農林省に報告しているがもし明治が認められないとすれば協力出来ないというが一町村内でこのような施設をもつことについて道の指導と逆行しているように思うがどう考えるか、北海道共同集乳事業整備促進助成規則に

関し、道のP・Rについてどのような指導を行なっているか、全道の牛乳共販を実施する場合全道一本にやるのか、または地域毎にやるのか、これについて道はどのように決定し推進して行くのか、牛乳共販に対し、賛否両論の会社があり、道が積極的に折衝してきた経緯及び計画案の明示、牛乳共販について指導を徹底した場合不成立に終る地域がでてこないか、またこれらの地域に対し道はどのような積極的指導方法を講ずる考えがあるか、関連して

笠井委員（社）より、道は牛乳共販の中軸は農協というはつきりした態度がなければ今後推進出来ないと思うが道の態度の明示、会社の不当競争により牛乳共販体制が現実には崩れている事態に対し道はどのように対処して行く考えなのか、また道酪農開発会社を作られ今後益々会社を作っていく傾向を道は傍観しているのか、今後どのような考えで指導して行くのか、関連して、

菅田委員（社）より、牛乳共販の中軸は農協であるという法的根拠及び一工場以上の設置を許可しないという方針の法的根拠の明示、中標津明治乳業会社のクローラーステーションの施設を作った時期及び道は法の条件に違反したので許可しないと通告したにもかかわらず設置したのは酪農法第十条及び第十三条に抵触するのではないか、また厚床工場は水量水質の点で基準に合っているのか、

渡部委員（社）より、中標津のクローラー設置に関し、今後の道の基本的態度の明示、根室内陸地域の乳量ほどの位にあるのか、目下乳業者と交渉中の五地域は近く発足とのことであるが同じ会社が地域地域によつて協力の差があるのはどういう訳か、また残余の六地域については会社とどのように話し合っているのか

等についてそれぞれ質疑及び意見があり、（一部資料の提出を要求）畜産課長より答弁、

菅田委員（社）より、中標津クローラーの問題に対する取り扱いを今後どうするのか

について質疑があり、委員長より応答、午後三時十五分一旦休憩、午後三時二十九分再開、

② 委員長より、中標津のクローラーステーションの問題については目下会社と交渉中であり、道より態度表明があつた時必要があれば現地調査等も行ない委員会として結論を出すこと及び次期委員会を二十日前後に開くことを予定し、その間道において資料準備を願うことについて諮り、異議なくそのことに決定。

○六月二十一日 午後一時二十五分、第三委員会において開議、午後二時四十五分散会、委員長 二瓶 栄吾（協）

一般議事

① 委員長より、共同集乳組織整備促進に関する事務調査の審議に先立ち、昨日、本年の気象について連絡会議があつたのでその経過について報告を求め、農業改良課長より説明を聴取の後異議なく報告を了承、

堀野委員（社）より、てん菜生産計画の中央提出後の経過状況はどうなっているか、当委員会の意見が盛られているが三十五年度の生産計画と作付面積の実績はどうなっているか、本年の集荷区域は前年どおり決定したと聞くが事実かどうか、関連して

石畑委員（自民）より、農林大臣は生産計画はよいが二百七十七億に対する生産者及び業者の負担額の調整にまどつているので早くとも七月末でなければ工場の許可ができないとのことであるが農林省は生産者及び業者の負担をどのように考えているのか

等についてそれぞれ質疑があり、農務部長より答弁、

② 委員長より、本日提出のあつた集約酪農地域建設事業関係資料及び酪農開発株式会社設置状況並びに集約酪農地域における共同集乳組織の整備及び乳業の合理化についての農林省通達の内容等について説明を求め、畜産課長より説明を聴取の後、

堀野委員（社）より、生乳共販を推進する道の基本的態度と指導方針について資料提出方

石畑委員（自民）より、乳代直払いについての資料の中に大樹地区については広尾と忠類農協のみしか記載されていないが他にもあるのではないか

等について質疑及び意見があり、畜産課長より答弁。

③ 委員長より、堀野委員（社）の要求資料は明日提出されるので質疑は明日行なうことについて諮り、異議なくそのことに決定。

④ 本日聴取した陳情は次のとおり。

昭和三十六年度豆作改善対策等の事業実施方要望について

北農中央会企画調査室長

○六月二十二日 午前十一時五分、第三委員室において開議、午後四時四十分散会、委員長 二瓶 栄吾（協）

一般議事

① 委員長より、昨日要求した資料の提出があり、これに対する説明を聴取し、質疑に入る旨を述べ、まず畑作園芸課長より、昨日の堀野委員（社）の質疑に対する答弁保留部分について答弁があり、堀野委員（社）より、てん菜作付反別に関し、私の調査では差引き一、〇六九ヘクタール少なくなっているがそのようなことはないか

について質疑があり、畑作園芸課長より答弁、

委員長より、集約酪農地域における共同集乳組織の整備及び集乳の合理化実施要綱並びに生乳共販事業推進に関する指導方針について説明を求め、畜産課長より説明を聴取の後

樋口委員（自民）より、集約酪農地域建設事業年次別動態の資料に関し、釧路及び八雲の導入費は少ないが頭数で増えているのは農家が自費で殖やしたのか、関連して

渡部委員（社）より、頭数と金額との差が多いがこれの原因は何

か、北見の場合三十三％より導入されていないが他の地域とのバランスのとれていない理由及び計画をたてても実績がはなはだしく下廻っているが計画の改訂及び補助率について道はどのように考えているか

高橋委員（自民）より、乳量については各地区毎に差があるのか、厚岸の場合三十三年の比率が同じであるが、入ってくるのは搾乳牛ばかりか、対象面積の関係はどうなるか、面積がせまくなると補助金の心配はないか

等についてそれぞれ質疑があり、畜産課長より答弁、午後零時十四分一旦休憩、午後二時一分再開、

堀野委員（社）より、道酪農開発会社の発足は高度集約酪農本来の基本理念からいつて好ましくない姿であると思うが道はどのような方法で対処するのか及び同会社の事業内容は牛乳の集荷が第一になつてはいるが会社はどのように考えているのか

笠井委員（社）より、酪農会社のあり方を認めるとすれば道の共販体制指導方針に違反したやり方であり、このような事例を容認することにより共販体制を崩して行くことになると思うがこのことについて現地の農民と話し合いたことがあるのか、森永、明治、雪印等の乳業会社との折衝がどの程度行なわれているのか

菅田委員（社）より、集約酪農地域の集荷は農協を通じてやらなければならぬという農林省畜産局長通達の法的拘束力の有無、関連して

渡部委員（社）より、法的義務があるということは半面強制されるようであるが法に罰則規定がなく法の改正が必要ではないか畜産課長は会社ができても共販に支障がないようにしたいといい、更にまた作られては困ると矛盾した答弁をしているが道の態度を明確にしてはどうか、道の生乳共販指導方針の中に牛乳取引については原則として生産者が個人的に販売したくとも共販組織の了承したもの

でなければならぬとあるが実態はどうなっているか、現地の生産者及び会社出先機関との話し合いの内容はどうか、本計画を達成するには会社の資金が出なければいけないのか、貸付資金や政府資金があるが会社の金利はこれより高いはずであるがこのようなことを行なわなければ牛は増えないのか、関連して、

高橋委員（自民）より、具体的な阻害要因になる材料は何か、浜頓別には雪印、中頓別には森永の工場があり両工場とも乳量が少ないが森永の方は集乳は実際に行なわないというが事実か、この計画の対象は東天北一帯か、または中頓別だけか

等について質疑及び意見があり、農務部長、畜産課長より答弁、次に

石畑委員（自民）より、清水地区の共販に関し明治乳業等から何か条件をつけられていないか、中標津のクローラーに関し、他の地域にも波及するのではないかと及道の後指導方針の明示、共販組合、連絡協議会、地域協議会、道協議会というように種々出来ると共販のやり方如何では経費がかかりうまく行かないのではないかとについて質疑があり、午後三時十四分一旦休憩、午後三時二十五分再開、

畜産課長より、休憩前の石畑委員（自民）の質疑に対し答弁、菅田委員（社）より、牛乳を集め持つて行くだけで乳価が変わることに問題があるのではないかと

渡部委員（社）より、会社と中央との話し合いの五項目のうち、二、三、四項目についてはその後どのようになっているか、生乳取引の公正を図るため道はどのような指導をしているか、酪農振興法第十九条第三項の知事勧告は実施しているか、脂肪率等の決定が不合理に行なわれている事例の有無及び何力所ぐらいあるか

笠井委員（社）より、中頓別の会社発足について酪農開発公社の設立以前にスタート出来る見通しがあるか、また道はどのような決

意を持つているか、脂肪率で二重支払いの実態があるように聞くがこのような事実があるか、原料乳検査は完全に行なわれているか、中標津のクローラーに関し、受入機関の競争することにより、生産者に利益を与えているようにいわれるが道は今後どのような考え方で対処しようとするのか、従来単協の指導が欠けているように思うが道は今後どのような指導を行なう考えであるか、（関連して、堀野委員（社）より、集乳の合理化実施要綱の資料中、四の二に「施設で行なう」とあるが、その施設はどこにあるのか、また生乳及びクリームの検査は適正に行なわれているか）

菅田委員（社）より、酪農振興法第十九条は共販の場合関係があるのか

等についてそれぞれ質疑及び意見があり、畜産課長より答弁、笠井委員（社）より、本問題については全道一本の乳価を念願しているが、今までの論議及び資料の中で当委員会の意思決定を行ない知事に強力に意思表示する必要があるのではないかとについて発言があつた後、

委員長より、本問題に対する質疑終了後に当委員会の意見として結論を出し、知事に要望してはどうかについて諮り、異議なくそのことに決定、

笠井委員（社）より、生産者、各地区連、北連及び中央会等の意見を聴取出来るよう取り計らわれない

菅田委員（社）より、調査の過程において関係団体等と呼んで意見を聞くなら良いが知事に意見を具申することを決めてから呼ぶのはさしさわりのあるのではないかと

についてそれぞれ意見があり、午後四時十分一旦休憩、午後四時三十八分再開、

② 委員長より、各団体等の意見聴取の時期及び範囲等については委員長一任にしてはどうかについて諮り、異議なくそのことに決定、

- ③ 委員長より、本日の議事はこの程度とすることとし、次回委員会の開催時期については委員長一任にされたいことについて諮り、異議なくそのことに決定。

○六月二十八日 午後二時十五分、第一委員室において開議、午後二時三十八分散会、委員長 二瓶 栄吾（協）

一般議事

- ① 委員長より、北海道東北北陸知事議長会米価対策第一回協議会において昭和三十五年産米価に関し意見書を議決されたい旨申し合せがなされたが、本議会においても歩調を合わせ運動を行なつてはどうかについて諮り、

堀野委員（社）より、議長代理で桶谷副委員長（自民）が出席しているのでその経過報告を行なわれたいと意見があり桶谷副委員長（自民）より報告があつた後異議なく報告を了承、次に

委員長より、「昭和三十五年産米価並びに予約諸条件に関する要望意見書（案）」を議題に供し、書記朗読案文のとおり当委員会全員をもつて提出することについて諮り、異議なくそのことに決定、委員長より、本問題に関する中央折衝について各県では七月五日を日度に行なうとのことであるが、本委員会としてはいつ頃行なうかについて諮り、

笠井委員（社）より、米価審議会の日程はどうなっているか

について質疑があり、桶谷副委員長より応答、農政課長より答弁、委員長より、本問題についての中央折衝の時期及び派遣委員等については委員長一任とすることについて諮り、異議なくそのことに決定。

- ② 委員長より、農開協組織整備対策小委員会の経過について中間報告を求め、笠井委員（社）より、報告があつた後、異議なく中間報告を了承することに決定。

- ③ 農務部長より、今議会に当部より条例案三件（改正二件）を提案したこと及びその後の作況について説明を聴取、
- ④ 委員長より本日の議事はこの程度とすることについて諮り、異議なくそのことに決定。

○六月十四日 午前十時四十九分、各派交渉室において農開協組織整備対策小委員会を開議、午後零時三十分散会、小委員長 笠

一般議事

井 幸衛（社）

- ① 小委員長より、本日の議事は農業協同組合育成強化の事務調査であるが、農地開拓小委員会においては開拓農協組織整備対策案を作り目下検討中とのことであり、当委員会の今後の運営について合同小委を開く必要があると思うがその前にこの対策案について審議する必要があるか、または審議の場合農地開拓小委員会よりきてもらい説明を聞くかどうかについて諮り、

堀野委員（社）より、開拓農協組織整備対策案は農地開拓小委員会において最終的にまとめたものか、今後の運営として北信連及び中央会等の参考意見の聴取や資料等も出してもらい進めてはどうか、

樋口委員（自民）より、農務部はこの原案作成及び農林省との折衝内容を知っているのか

等についてそれぞれ質疑及び意見があり、小委員長より応答、午前十一時一分一旦休憩、午前十一時三分再開、

小委員長より、開拓農協組織整備対策案について説明を求め、大石農地開拓小委員長（社）より説明を聴取の後、

樋口委員（自民）より、農林省としてはこの案について理解をしたのか、またこの案について何か意見は出なかつたかについて質疑があり、大石農地開拓小委員長より応答、

小委員長より、この案の検討が明日まで出来るかどうかはわからないが理事者においても本案を充分検討し、適當の機会に見解をのべてもらいその後連合小委を開いてはどうか

樋口委員（自民）より、法律改正等のやり方については了解するが農協にとつてどの位重荷になるのか農林省も考えていると思うので受ける方としての農協の悩み等の研究が必要ではないか、この案は開協を強化する実質面は全然出ていないが負債整理等の隘路を開き三、四年の間に體質改善が行なわれるかどうか

石畑委員（自民）より、不振農協の再建整備をしなければならぬものが多くあるが開協を整備する法律はないのか、開協を強化して長く続けたいという考えを道開連はもっているが信連及び中央会との話し合いが果たしてスムーズに行くのか、この案の作成に当り農地開拓部長も出席して検討されたものか

等についてそれぞれ質疑及び意見があり、小委員長より応答、農務部次長より答弁、午前十一時五十二分一旦休憩、午後零時三分再開、
② 小委員長より、本日は委員各自において本案の検討を行ない明日午前九時三十分より小委員会を開き意見の交換及び今後の方針等を協議してはどうかについて諮り、異議なくそのことに決定。

○六月十五日 午前九時四十五分、各派交渉室において農開協組織整備

対策小委員会を開議、午前十一時五十分散会、小委員長

笠井 幸衛（社）

一般 議 事

① 小委員長より、昨日の開拓農協組織整備対策についての農地開拓小委員会案について各小委員の意見を求め、

石畑委員（自民）より、開拓農協は借金が多いので合併はご免だという一般農協もありこの点を解決した上で連合小委員会を開くのでなければ意味がないと思うがどうか、また農地開拓部長と農務部

長との詳細な話し合いが行なわれていないと思うが話し合いをした上、更に支庁、町村段階の話し合いをもつてほしい、末端の農家や単協等の意見全部を聞くことは困難であるが場所等については農務部で指定してもらい聞く必要があるのではないか、

小委員長より、農協及び開協の使命はこうだからこうでなければならぬという一つの目度をつけて論議しなければ結論が出ないと思うが農政課長の見解はどうか、実質的には資金関係の業務を行なえるのは農協であり、この業務を行なえる状況にある開協はどの位あるかを考えて行くのも必要ではないか、有畜農家創設資金及び⑥資金を入れてやらねばならない農協もあるが開拓者の中には開拓三法の恩典に浴するという考えをもっているものもあり、将来の運営について困難であるといういくつかのものがあればその考えを明確に打ち出す時期が来ているのではないかと、農務部は農地開拓部にのみまかせきりにしているのではないかと、同志的な一つの結合体としての考え方が支配しているのではないかと、資金を貸すということだけでなく開拓者の借金を国の責任において棒引きさせるよう打ち出す考えはないか、この案にあるような共存型の既存農協と開協を同一町村内で併立して行くということは考えられるのか、負債整理、制度金融及び建設開墾工事等をやつても解決見込みのないところはあるか及び経営資金の融資、電気等の補助を道開連を通じて行くことに問題があるのではないかと、このようなものは信連を通じて行くつてはどうか、金利を引き下げ長期にするだけでなく抜本的なやり方を考えなければやつて行けないのではないかと、既入植者を生産共同体にする特別な融資及び補助は考えられるか、既存農家を対象とする農協の役割について今後はどのようなものになるのか
等についてそれぞれ質疑及び意見があり、農政課長、同課次長より答弁、次に

樋口委員（自民）より、二十三日に連合小委員会を開くとすれば

二十二日の農務委員会終了後までに農務、農地開拓の両部長で話し合いをしてもらい正式な農務部長の見解を聞くことにしてはどうか

小委員長より、この案に対する反論ではなく農協、開協全部を含めた原々案を作る考えはないか

堀野委員（社）より、連合小委員会としても何等かの案を出さなければならぬので農政を中心とした考えで案を作ってもらえないか

等について質疑、意見及び要望があり、農政課長、同課組合係長より答弁、

② 小委員長より、本道農政を中心とした案を作り、二十三日開会予定の連合小委員会を二十四日以降に延ばし、二十三日に当小委員会の考えをまとめることについて諮り、異議なくそのことに決定。

○六月二十三日

午後一時十七分、第二委員室において農開協組織整備対策小委員会を開議、午後二時三十分散会、小委員長

笠井 幸衛（社）

一般 議事

① 小委員長より、前回の委員会において決定した農開協組織整備を中心とした対策案の作成については特に開協の果してきた功績は考えなければならぬが同志的な結合体を重視する点については、農協の中の生産共同体として存立して行く必要がある、今後農協の内部的組織とする必要があるのではないか、また組織論として国の開拓行政の変貌と将来これに与く条件が必要であり現在のように組合が不振の状態にあるものについては国の責任において処理されなければならないと考え、過去の負債はこれを処置し、計画の出来ていないものは早急に計画を樹て規模の拡大を図る考え方に留意したい旨をのべた後、本案についての理事者の補促説明を求め、農政

課長、同課組合係長より説明を聴取の後、

堀野委員（社）より、本案と農地開拓小委員会案と重複している点及び観点の相違の明示、将来組合が分裂の認可を要請した場合どうするか、前回の委員会においてこの問題につき農地開拓及び農務の両部長が話し合いをしておくべきではないかと意見があつたがまだ話し合いをしていないのか、この案を作成するとき小委員長は農地開拓部の意見を聞いてやつたのか、部として行政的に与論をもらいあげ、また末端の指導体制を考えているならば早急に打ち合わせをする考えがあるのではないか

石畑委員（自民）より、農協の合併勧告は町村合併のように強力なものではないのか、法改正について現段階においてはすみやかにこの案のような体制になれるのかどうか、また農林省が直接道に来て法改正の出来るよう実情調査を行なってもらわなければ合併ができないと思うがどうか

等について質疑、意見及び要望があり、小委員長より応答、農務部次長、農政課組合係長より答弁、

小委員長より、農開協組織整備対策案については更に検討を行ない当小委員会の案として決めることについて諮り、異議なくそのことに決定、次に

② 小委員長より、昨日大石農地開拓小委員長より農地開拓小委を開らくので農務の案が出来次第説明してほしい旨申し入れがあつたがこのことについてどうするかについて諮り、堀野委員（社）より、農地開拓小委員会はいつ開くのか、この案については本委員会に報告していないしまた種々意見があると思うので成案を得てから農地開拓小委員会に説明を行なつてはどうか、また本会議中は付託議案の審査等があり本会議終了直後に行なつてはどうか

樋口委員（自民）より、基本的な考え方についてはこういうこと

だという程度で説明してはどうか、農地開拓小委員会の方は本委員会を通してやつていいのか

石畑委員（自民）より、第二回定例会中に行なつてはどうか

等についてそれぞれ質疑及び意見があり、小委員長より応答、小委員長より、各小委員の意見を勘案し委員長と打ち合わせを行ないたい旨をのべ、本日の議事はこの程度とすることとした。

建設委員会

○六月一日 午後三時三十五分、第一委員室において開議、午後三時三十分散会、委員長 伊藤 弘（自民）

一般議事

① 委員長より、五月二十四日発生したチリ地震津波による公共土木施設災害復旧及び住宅対策について、所管事務調査を行なうことについて諮り、異議なくそのことに決定、ついで土木部並びに建築部所管にかかる公共土木施設災害復旧に対する応急措置及び応急仮設住宅の建設、災害公営住宅の建設、住宅金融公庫資金の特別措置並びに今後の諸対策等について説明を求め、

土木部長、建築部長より説明を聴取の後、

竹内委員（社）より、浜中村の今次災害により生じた海峡地点の仮橋架換予算をどうみているか、仮橋及び船をチャーターする場合、どここの予算で賄なうか、また仮橋まで渡船による方法しかないが渡船の安全運行面からみてロープをかけて運航するより北海道渡船場取締条例を適用して動力船を運行する考えはないか、現在の渡船は

村の奉仕で行なっているのか、今後の交通確保に対する見通し等について

質疑があり、土木部長より答弁があつて委員長より本問題については本委員会として今後どのような方法で推進することにしたらいかと諮り、午後三時五十分一旦休憩、午後三時二十八分再開、

② 委員長より、チリ地震津波による災害復旧対策問題についてはこの程度とすることとし、先に二日より八日まで行なうことになつていた留萌、上川、後志、胆振、日高各支庁管内の調査は、突発的な災害発生があつたため、六日より実施変更することについて諮り、異議なくそのことに決定。

○六月二十五日 午前十一時三十七分、第三委員室において開議、午後一時五十分散会、委員長 伊藤 弘（自民）

一般議事

① 道内における公共土木施設等調査の経過について、奈良委員（自民）より、後志、胆振、日高各支庁管内、坂下委員（社）より、留萌、上川各支庁管内についてそれぞれ報告があり異議なくこれを了承。ついで後志支庁管内余市町赤井川村等未調査実施について諮り、竹内委員（社）より、余市赤井川等から早急に現地調査の要請もあり議会招集前に調査した方がよいのではないかと

委員長より、海岸侵食対策に関連してチリ地震の被害があつた浜中村を調査してはどうか

荒委員（社）より、浜中村についてはチリ地震津波災害対策特別委員会あるいは水産、厚生常任委員会等ですでに調査しており、また本委員会として開会中の事務調査事件でもないのに今更調査する必要はないただ海岸侵食防止対策については特に日高海岸が著しいということであり早急にこれが対策を講ずる必要があること等についてそれぞれ意見があり、暫時休憩の後（休憩中協議）午

後零時十八分再開、後志支庁管内（赤井川、大江、余市、積丹、古平各町村）の調査を六月二十六、二十七日の二日間実施することについて諮り、異議なくそのことに決定。

② 土木部長より、本道海岸の浸食状況について説明を聴取の後、

荒委員（社）より、防止計画を何時樹ててどのように進めていく考えか、浸食度合に応ずる地区区分がわかるか、建設農林各省に分けた基礎数字を示されたい

奈良委員（社）より、日高管内の浸食による被害は甚大なものがある。この際全道的視野に立つて次期議会中に要望意見書を提出して国に対し強く対策の実現にあて要請してはどうか

について質疑及び資料要求があり、土木部長、河川課長より答弁、委員長より、本問題については第二回定例道議会中に防止対策の早期実現方法を充分審議することにする旨を述べ、ついで土木部長より、チリ地震津波災害復旧経費について、建築部長より、第二回定例道議会に提案予定の住宅管理条例の一部改正、上川支庁庁舎新築第二期工事の専決処分について、河川課長より、普通河川及び堤防敷地条例の一部改正についてそれぞれ説明を聴取の後、

坂下委員（社）より、議会で採択になつた陳情が十年を経過したにもかかわらずいまだ昇格の実現をみていないものがあるので早急に取上げる必要があるのではないか、このような陳情について調査の結果うまくないということであればその旨我々に報告してもらいたいこと、道道補修事業費についても増額の措置はできないか、土木現業所の支庁統合問題に対する部長の見解、地方交付税の算定基準の中にどの位道路維持費が占められているか

斎藤（正）委員（社）より、土木現業所の支庁統合問題に対する部長の見解、札幌、夕張線の栗山町継立地区補装工事のかさ上げに対する補償問題はその後どうなっているか、土木建設機械の管理規則は条例として議会に提出しないのかどうか、また人件費はどうなつたか

荒委員（社）より、人件費について知事は六月議会で措置すると答弁しているが部長として人はいらぬのかいらぬのか

竹内委員（社）より、人件費について部として知事に要求したのかどうか

等についてそれぞれ質疑、土木部長、管理課次長より答弁。

③ 請願、陳情の審査については後志支庁管内の調査及び近く第二回定例会が開かれるので後刻行なうことに決定。

農地開拓委員会

○六月七日 午後一時二十三分、第三委員室において開議、午後二時十分散会、委員長 堀田 毅（自民）

一般議事

① 委員長より、農開協組織整備対策小委員会の調査経過の中間報告を求め、大石小委員長（社）より報告の後、

橋本（正）委員（社）より、開拓農協組織整備対策についてのプリントの内容を検討する時間をかしてほしい、

道下委員（社）より、対策を速やかに樹立すべきであり、なお調査を行なつてはどうか

について意見及び要望があり、午後一時五十分一旦休憩、午後二時四分再開、

委員長より、開拓農協組織整備対策に関する小委員会からのプリントについては内容を検討し、小委員会において農林省の意見聴取等につきなお調査を行なうことについて各委員の了承を求め、異議

なくこれを了承。

② 清水委員(社)より、開拓未利用地の措置等に関する中央折衝経過について報告の後、異議なく報告を了承。

③ 橋本(正)委員(社)より、後進地域の土地改良事業について道は融資の途を考えているか、また事業主体が経済的に貧弱なものについては融資の困難性があるのでその点を考慮の上事業遂行できるよう措置されているか

について質疑があり、農地開拓部長、土地改良課長より答弁、

④ 委員長より、道内調査については六月八日より十三日まで六日間(道南)行なうことについて諮り、異議なくそのこと決定。

⑤ 本日聴取した陳情次のとおり

農開協整備統合に関する要望について

北海道開拓者連盟

○六月十四日 午前十一時七分、第二委員室において開議、午前十一時

五十八分暫時休憩後自然流会、委員長事故のため副委員長 黒松 秀夫(協)

一般議事

① 農地開拓部長より、開拓未利用地対策、新開拓制度方式、昭和三十六年度北海道開発予算に関する重点目標事項及び開拓事業未着手併せ買収地区の現況等について説明を聴取の後、午前十一時五十八分休憩、その後再開に至らず自然流会。

○六月二十四日 午前十時三十五分、第三委員室において開議、午後零

時三十九分散会、委員長 堀田 毅(自民)

一般議事

① 橋本(正)委員(社)より、桧山及び渡島支庁管内開拓地調査状況について報告の後、

山田委員(社)より、道側からは誰れがいつたか、

大石委員(社)より、野兎の被害状況はどうなっているか

について質疑があり、橋本(正)委員より応答の後、異議なく報告を了承。

② 大石農地開拓小委員長(社)より、農開協組織整備対策に関する農林省の意見聴取の経過について報告の後、異議なく報告を了承。

③ 農地開拓部次長より、開拓未利用地対策等に関する中央情勢について報告の後、

橋本(正)委員(社)より、現在道はどのような措置を考えているのか、開拓未利用地について農林省農地局から道開発庁に流れている政令改正についての新聞報道に関する点、国は予算措置の熱意がないのではないか、中央との連絡が不充分であるが東京事務所の連絡員を増員する意思はないか

尾崎委員(自民)より、昭和二十四年七月一日以前買収し計画未済のものは返還するというがこれらの土地については調査しているのか、地元住民の意見が尊重されず今更返還するということはどういふことか、共同放牧地として使用のものについてはどのような措置をとるのか

山田委員(社)より、共同牧野、共同採草地が必要であるという形をもつて道の計画を流すのか、具体的な形で流すのか時期的にはどうなるのか

清水委員(社)より、中央折衝の際増地増反について説明したが道案があるなら農地の拡大は考えるから道は利用計画をもつてきてほしいとのことであったが農林省に道は具体的資料をいつ出すのか、知事の開拓行政政策が大巾に変つてきており、道は熱意がないのではないか

等について質疑及び意見があり、農地開拓部長、同部次長より答弁があつた後、

委員長より、本問題に対する取り扱い方について諮り、

橋本(正)委員(社)より、農地開拓部次長が上京して農林省の意向を聴いた結果その構想が明確になつてきた開発局まで流れているとすればその対策が必要である、また既入植者の経営安定確立のため農地拡大が必要であり政令が公布されれば重大であり検討の必要がある

ことについて意見があり、午後零時十二分一旦休憩、午後零時二十五分再開、

道下委員(社)より、不要地返還について事務当局に早急に計画を作つてもらふようにしてはどうか

④ 委員長より、本問題については早急に資料を整えてもらい委員会において意見交換を行なうこととした。

○六月七日 午前十時三十六分、各派交渉室において、農開協組織整備

対策小委員会を開議、午前十時三十五分散会、小委員長

大石 利雄(社)

一般議事

① 小委員長より、六月三日付、道新で報道された「道議会小委農開協の統合に結論」という見出しの記事は、他に与える影響が大きい、自分とかかわりがない旨了承を求め、ついで本委員会に報告する「開拓農協整備対策について」の報告文の内容について説明の後、堀田委員長より、農務小委員長との打合はどのようになつてゐるか、

山田委員(社)より、農協における措置として開拓部会を設け、開拓農家の意思表明の場と取引の窓口とするということとはわかるが、取引という表現はまずいのではないか

等についてそれぞれ質疑があり、小委員長より応答、暫時休憩の

後、午前十一時十四分再開、

小委員長より、報告文中四頁の一行目、意思表明の場と取引の窓口とする、四頁の七行目、道は必ずとあるのを必ずを削除する、六頁の三行目、農務部の下に道会を入れる。八頁の六行目(案)を削除する、八頁の八行目、一、据置期間の減免措置を入れる、記の一、二を二、三にする、最終より二行目、五月十七日とする等の修正をすることについて諮り、異議なくこれを了承、次に行政上あるいは法制上国に要請する問題について、農林省の意見を聴取することについて諮り、異議なくそのことに決定、期間は本日より一週間とすることとした、

② 小委員長より、今後の委員会運営については、農林省の意見聴取後適当な機会に連合小委員会をもち検討を行なうこと及び関係団体の意見聴取を行なうことについて諮り、異議なくそのことに決定。

○六月二十二日 午後一時二十分各派交渉室において農開協組織整備対策小委員会を開議、午後二時四十六分散会、小委員長

大石 利雄(社)

一般議事

① 小委員長より、農開協組織整備対策に関する中央折衝の経過について報告の後、異議なくこれを了承、本委員会に対する報告文については小委員長一任とすることに決定。

② 小委員長より、開拓農協組織整備対策案について更に検討したい旨を述べた後、

久米委員(自民)より、開拓農協組織整備対策について農務小委員長との話し合いはどうなつてゐるか、開協育成強化をはかることについて道は何か考へてゐるか

山田委員(社)より、開拓農家は自立自営の農協法の精神に基づく開拓農協を構成しているので基礎理念を表現する必要があるのでは

はないか、開拓農協組織整備対策の素案に関し、整備統合について三分類をしているが条件にはまらない個人農家がでてくるのでこれに対する措置を加えるべきであると思うがどうか、開拓三法との関連もあり開拓者資金の償還条件の緩和、減免等の措置が考えられないか、農協に吸収されない開協に対する措置について国及び道において整備統合できるような措置を考える必要があると思うがどうか

黒松副委員長（協）より、開協育成強化の事務費は国のみでなく道としても考えるべきでないか

等についてそれぞれ質疑及び意見があり、小委員長より応答、開拓経営課振興係長より答弁、ついで

③ 小委員長より、政府の行なつてきている計画の再検討等によつて個々の農家の基盤を確立することが先決であり、開協は農協法の精神でつくられているのであるから政府資金のトンネル機関として行政施策上の必要性からつくられている傾向が強い、従つて事務能力及び経済能力の欠除等基本理念の欠除によることを表現し更に不振開拓農家の救済方法も附加することについて諮り、異議なくそのことに決定。

④ 小委員長より、特に行政上または法制上の国に要請する問題点についてどうするかについて諮り、

山田委員（社）より、開拓営農振興臨時措置法第六条は経過措置としてとくに指摘し国に要望すべきでないか

について意見があつた後、山田委員の意見のように取り運ぶことについて諮り、異議なくそのことに決定。次に

⑤ 小委員長より、開拓融資保証法施行令改正について農協とは「組合員のうち七割以上又は三十人以上が開拓者でなければならぬ」となつてゐるが、これを十五人以上とするか、または一部とするかについて諮り、一部とすることに決定。

⑥ 小委員長より、本問題に対する批判反省の点及び不振開拓者の救済措置の点を加え本委員会に報告することについて再確認したい旨を述べ、案文については小委員長一任とすることについて諮り、異議なくそのことに決定。

⑦ 明日午後二時より小委員会を開くこととした。

○六月二十三日 午後一時十分、各派交渉室において、農開協組織整備対策小委員会を開議、午後四時十一分散会、小委員長

大石 利雄（社）

一般議事

① 小委員長より、本委員会に報告する農開協組織整備対策に関する中央折衝の経過報告書について諮り、一部訂正して本委員会に報告することに決定。

② 次に「開拓農協組織整備対策について」の素案の検討に入り、一部これを訂正の後、異議なく了承。あわせて、これを明日の本委員会に報告すること並びに、農務小委員会と適当な機会に連合小委員会を持つことを了承。

水産委員会

○六月一日 午後零時二十五分、第二委員会室において開議、午後一時十

分散会、委員長 麻里 悌三（自民）

一般議事

① 水産部長より、チリ地震津波災害対策について説明を聴取の後、

秋山委員（協）より、公共建物、協同組合、団体等の被害及び生活困窮者等の措置状況並びにこれの対策、

阿部副委員長（自民）より、救助法に基づく措置は期限があるが炊出し等はどうか、霧多布地帯のコンブに対する被害が大きいところから採集のための資金対策、海岸干場の復旧対策はどうか

窪田（茂）委員（社）より、厚岸のかきは全滅と聞くが復旧対策はどうか

等についてそれぞれ質疑、水産部長より答弁、委員長より、チリ地震災害の対策特別委員会ができて本委員会もこの対策に協力したい旨を述べ、閉会中も事務調査することについて諮り、異議なくそのことに決定、ついで被災地の見舞に委員を派遣することについて諮り、異議なくそのことに決定、派遣委員、期日等については後刻協議することとした。

② 本日聴取した陳情は次のとおり。

(1) チリ地震津波災害復旧について

(2) 同

漁業関係五団体代表
庶野漁業協同組合長

○六月九日 午後一時二十分、第一委員室において開議、午後四時四十分

五分散会、委員長 麻里 悌三（自民）

一般議事

① 開議前窪田（茂）委員（社）より、重要案件を審議する委員会に与党委員の欠席が多いことについての委員長の見解について質疑、委員長より、欠席委員の多いことについて遺憾の意を表明、ついで島本委員（社）より、チリ地震津波による水産関係被害状況視察の経過について報告、あわせて水産部長より現地調査及び災害対策の中央折衝経過について報告があつた後、

川村委員（社）より、昨年の伊勢湾台風による漁船被害対策につ

いて八割補助ですでに対策が講ぜられていたものと考えていたが一般松前の組合長が渡島管内はいまだ金が出されておらず従つて船も建造されていないといつていたがこの状況はどうか、また今回の浜中の災害はかつての十勝震災による旧債が残っている上にかぶつたので融資金等について信達が出ししづることがないかの心配もある

のでこの点充分検討願いたい

② こと等について質疑、水産部長より答弁。
水産部長より、漁業制度改正に対する中央の動き及びその内容について説明を聴取の後、

窪田（茂）委員（社）より、本道の特例問題は本道漁業上大切なものであるから水産部として確信をもつて進めてほしいがこれに対する部長の考え方、

川村委員（社）より、制度改正に対しては本道漁業会の代表においても審議会を作り検討が行なわれているようであるが水産庁に意見を持ち込む場合道の意見と別々に持ち込むことになるのか、七月初旬水産庁に意見を持ち込むことになると後一カ月位しか期間がない本件は本道水産の方向を決するもので充分審議をつくしたいと考えるので今後のスケジュールはどうか、部長は本委員会では修正の意見等がでた場合修正する云々といつているが法的には連合海区調整委員会が決定すべきものであるからその決定前に本委員会に提出すべきでないか、三十一年の法改正のときの経験から本道の持つていく意見を中央が容易に取上げてくれない場合政治的に圧力を必要とする場合もあるのではないか、従つてこのような場合情熱をもつてあたる事ができるよう事前に充分検討しておかなければならないのでこの点考慮願いたい

窪田（茂）委員（社）より、漁業制度改正関係資料二十三頁二の定置漁業の項に漁業協同組合に漁業調整を義務づけることを検討すべきである旨述べているがこのことはどういう意味であるか、

阿部副委員長（自民）より、制度改正検討のため業界で二つの団

体が検討を進めているらしいがこれらの最終案はまとまっているのか、水産会においては自主案はないのかどうか、また問題点として審議されている事項中例えば知事専管海域というような点を聴いていないか

大島（仁）委員（社）より、資料を検討した上でなければ質問がでない状況であるので北洋問題とあわせて審議の機会をもつてほしい

島本委員（社）より、本制度改革に対する意見答申の責任主体はどこであるか、配付の資料中漁業制度改革に関するアンケートはどういう内容のものか

等について質疑及び意見があり、水産部長より答弁。

③ 大島（仁）委員（社）より、ソ連にしんの輸入到着の見通し、来月二十日頃到着するということであれば当初の予定と大分違ってくるが加工できるものかどうか、また数の子がないとも聞いているがこのようなことでは補償問題も起ってくるのではないか、最悪の事態になつた場合その責任は輸入業者と漁連の両者であるがこの間に道が入つて何等かの措置をとる考えはあるか
について質疑、水産部長より答弁。

○六月二十一日 午後一時二十五分、第二委員会において開議、午後四

時三十一分散会、委員長 麻里 悌三（自民）

請願、陳情の審査

陳 情

第 十 号 水産物流通調整事業実施要綱一部改正の件

（外三件） （不採択）

第二三六号 函館無線漁業協同組合の単測波帯通信方式（SSB）

送受信装置設置に対し道費補助の件 （保留）

一 般 議 事

① 阿部副委員長（自民）より、チリ地震津波災害対策に関する中央折衝の経過について報告、ついで水産部長より、昨日の災害特別委員会における審議の経過について説明を聴取の後、

島本委員（社）より、小型漁船の復旧については零細漁民の場合七トン未満にみるべきと思うがこの特殊事情はみてくれなかつたか、かきの被害は補助の対象外になつてゐるが水産部として調査した結果はどうなのか、浜中村における労働関係の現況はどうか、共同納屋についてはどうなつてゐるか

窪田（茂）委員（社）より、七トン以下については残念ながらはづれたがこれに対し道独自の対策の考えはないか

川村委員（社）より、今回の災害による浜中、熊野はかつて十勝沖地震災害でもたたかれたもので旧債があり正規の金融ベースにのらない実態でありこの点強く考慮すべきである、また浜中の海産干場について副知事は二万坪あればよいといひ九日の水産委員会での資料によると総体六万坪となつており水産部と副知事の出す資料はまちまちである干場の必要面積は一体どれ位とみているか、厚岸のかき礁について法律の適用を受けるよう中央に要請した際中央では対象にならないといつてゐるが昨日の災害特別委員会でも副知事はイカダ式について検討中といつてゐるがこのことができるのかどうか

秋山委員（協）より、漁船保険はどうなつてゐるか

阿部副委員長（自民）より、今次被害船の保険状況はどうか

についてそれぞれ質疑、水産部長より答弁があつて、午後二時五十五分休憩、（休憩中川端委員（自民）より、日ソ漁業交渉の経過について報告を聴取した。）午後三時四十分再開。

② 水産部長より、ソ連産にしん輸入について説明を聴取の後、島本委員（社）より、生にしんが少ないのは契約違反ではないか、

輸送航路の状況はどうであつたか

について質疑、水産部長より答弁。委員長より、明日午前十時より委員会を開くことについて諮り、異議なくそのことに決定。

○六月二十二日 午前十一時五十分、第二委員会において開議、午後三時三十五分散会、委員長 麻里 悌三（自民）

請願、陳情の審査

陳 情

第三一二号 阿寒湖にじます共同食魚施設設置の件 （採択）

第三一四号 サロマ湖におけるホタテ採苗事業に対し助成の件 （採択）

第三一五号 日高沖におけるトド駆除対策樹立の件 （採択）

第三一九号 噴火湾におけるトド駆除の件 （採択）

第三一六号 本道水産加工業振興対策の件（外一件） （採択）

第三一七号 北洋近海安全操業に対する国家補償措置促進の件 （採択）

第三二九号 北洋近海安全操業促進等要望の件 （採択）

第三二九号 北洋近海安全操業促進等要望の件 （採択）

第三二九号 北洋近海安全操業促進等要望の件 （採択）

第三二九号 北洋近海安全操業促進等要望の件 （採択）

第三二九号 北洋近海安全操業促進等要望の件 （採択）

第三二九号 北洋近海安全操業促進等要望の件 （採択）

第三二九号 北洋近海安全操業促進等要望の件 （採択）

第三二九号 北洋近海安全操業促進等要望の件 （採択）

第三二九号 北洋近海安全操業促進等要望の件 （採択）

第三二九号 北洋近海安全操業促進等要望の件 （採択）

第三二九号 北洋近海安全操業促進等要望の件 （採択）

第三二九号 北洋近海安全操業促進等要望の件 （採択）

第三二九号 北洋近海安全操業促進等要望の件 （採択）

第三二九号 北洋近海安全操業促進等要望の件 （採択）

第三二九号 北洋近海安全操業促進等要望の件 （採択）

第三二九号 北洋近海安全操業促進等要望の件 （採択）

第三二九号 北洋近海安全操業促進等要望の件 （採択）

の遊休労務施設の活用ということにねらいがあつたものでありこの

点から経済問題として本委員会が何等介入すべきものではないまた

漁民に利益をもたせることと加工業者振興の目的であつたものが趣

旨どおり運ぬことはなはだ遺憾に思うので今後現実にこのような

面を進めてもらうよう要望方

等についてそれぞれ質疑及び要望があり、委員長より応答、水産

部長より答弁、ついで六月二十五日頃稚内に入るソ連産にしんの輸

入状況に関する現地調査について諮り、異議なくそのことに決定、

派遣委員等については後刻協議することとした。

② 水産部長より、漁業法及び水協法改正に関する中央の動きについ

て説明を聴取の後、

窪田（茂）委員（社）より、法改正に備えてどのようにあるべきか

の検討を進めてきたのであるが一年延びるということになれば重大

な影響を漁民に与えることになるので充分検討を加え漁民にプラス

になるようにされたい

と要望があり、水産部長より答弁。

本日聴取した陳情は次のとおり。

えび桁試験操業振興のための試験船の増配方について

天売漁業協同組合理事

文教林務委員会

○六月二日 午前十一時七分、第一委員会において開議、午後三時二十

三分散会、委員長 大沢重太郎（自民）

一般議事

① 教育庁総務課長より、チリ地震津波による文教関係の被害状況について報告を聴取の後、

池田(金)委員(協)より、小麦粉の被害について倉庫料は払っているか、払っているとすれば誰が損害を負担するか、給食会と保管倉庫業者との関係はどうか、函館における倉庫の被害調査方、

林(利)委員(自民)より、災害復旧に対する国庫負担率を十分の九に引き上げるのは決つたのか、

湯田委員(社)より、霧多布の一名死亡はどこで被災を受けたか等についてそれぞれ質疑及び要望があり、総務課長、保健体育課次長より答弁。

② 林(利)委員(自民)より、文教予算配分に関する中央折衝の経過について報告の後、異議なくこれを了承。

③ 堀委員(社)より、過日行なわれた常任委員長会議における決定事項の報告方、予算面から委員会活動の規制措置が決められたようであるが委員会に諮つて十分な理解を求めなければならないのではないか、また委員長会議で決めた事項が委員会活動で制約されるのか

について質疑、委員長より応答、ついで教職員課長より、苫小牧東高等学校教員の思想調査問題に関する調査経過とその概要について説明を聴取の後、

湯田委員(社)より、重大な問題であるので調査内容を文書で報告されたいこと

について資料要求があり、教育長より答弁。

④ 山下委員(社)より、第二回定例道議会に提案する予算に関する知事折衝の心構えはどうか、修学旅行の付添旅費五千万円が組まれるようであるが修学旅行のすんだところはどうか、肢体不自由児養護学校は六月議会で折衝されるか、小樽水産高等学校の寄宿舎

の復旧はどうなっているか、帯広稚内小樽のもうろう学校の施設充実対策はどうか

について質疑、教育長より答弁。

⑤ 林務部長より、チリ地震津波による林務関係の被害状況について説明を聴取の後

湯田委員(社)より、復旧材の延納措置について国六カ月道有林一カ年可能であると報告があるがこれは延納を認めるということか、池田(金)委員(協)より、国有林も五割引となるか、民間の立木はどうか、製材が間に合わない場合の措置をどうするか、林(利)委員(自民)より、道有林五割は被害者が恩恵を受けるが道は道有林を五割引したことにより恩恵はあるか等についてそれぞれ質疑、林務部長より答弁。

⑥ 林(利)委員(自民)より、農家林の基本的効率的造成対策はどう

か
山元委員(自民)より、農家林について農林省では将来の計画や方針が打出されているか、また農務部との連けいはどうか
池田(金)委員(協)より、開拓者が真剣に考えているイタリヤポブラは国で苗木をくれるのかどうか、また補助の対象となるかどうか

についてそれぞれ質疑、林務部長より答弁。

⑦ 委員長より、道内視察について諮り、異議なくそのことに決定、六月八日より一週間空知上川方面に派遣することとした。

特別委員会

チリ地震津波災害対策特別委員会

○六月一日 午後四時三十七分、第一委員室において開議、午後六時十分散会、委員長 二瓶 栄吾（協）

① 千葉（軍）臨時委員長（自民）より、委員長互選の方法について諮り、暫時休憩の上各会派の代表により協議することとし、午後四時三十八分一旦休憩（休憩中協議）、午後五時四十一分再開、

松尾委員（自民）より、委員長の互選は投票の方法によつて行なわれない旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、これを諮つて異議なくそのことに決定、単記無記名による投票の結果、有効投票十票中二瓶委員（協）十票、無効投票七票で二瓶委員が当選。

② 二瓶委員長より、副委員長互選の方法について諮り、松尾委員（自民）より、委員長の互選同様投票の方法によつて行なわれない旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、これを諮つて、異議なくそのことに決定、単記無記名による投票の結果、有効投票九票中堀田委員（自民）九票、無効投票八票で堀田委員（自民）が当選。

③ 委員長より、今後の運営について諮り、

川村委員（社）より、現地調査その他のスケジュールの問題、中央折衝をどうするかなど明日までに案を提出願つてからこれを決定して直ちに行動に移れるよう明日改めて協議してどうか、
竹内委員（社）より、浜中村の場合災害救助法の対象町村である

が現地では着のままで住宅仮設の見通しもまだたつていない状況であるがこれら収容、炊き出し等の期間の延長など緊急に促進してほしいこと
等について質疑及び意見があり、副知事より答弁があつて、川村委員（社）の意見のとおり明日改めて委員会を開き検討することに決定、なお堀田副委員長（自民）を国會議員団の現地案内のため厚内、大津、広尾方面に派遣することとした。

○六月二日 午後二時五十五分、議場において開議、午後五時四十四分散会、委員長 二瓶 栄吾（協）

① 副知事より、チリ地震津波災害対策について説明を聴取、川村（社）渡部（社）竹内（社）太田（社）各委員より、配付の資料にある数字が知事報告及び各支庁町村などの資料と喰ひ違つていることについて質疑、副知事、民生部長より答弁があつた後、

竹内委員（社）より、仮設住宅について副知事は浜中村にある遊休施設をもつてきて仮に建てるということであるがこれに被災者を収容するのか、災害工事は長期間かかるので仮設住宅を建てることになるが収容人員の問題があるのでその点考慮されたい、災害工事は村営でやるというが浜中村はできないので道営でやれないか、危険区域の指定はしないとのことであるが現在の宅地について代替地を与えるのか、代替宅地については国に立法化を要請されたい、共同利用漁船については三対一で国の補助を受けることになるがコンブ採集の場合共同利用はむづかしいので船の指定及び干場とあわせて更に中央に要請されたい、また三対一の割合を二対一の割合にするのかどうか、罹災者の生活、死亡者等に対する弔慰金、負傷者の見舞金等立法化の必要があると思うがどのように考えているか、生業資金貸付金の償還について浜中村の実態などからどのように考えているか、十勝沖地震のときに貸付した世帯、母子資金の償還が終

つていないものについてはどうか、

渡部委員（社）より、漁船の復旧で共同利用については現行が不満で条件を緩和することであるが個人のものはむづかしい、また三隻対一隻の割合では他の二隻は困るから重点的に折衝すべきでないか、現地では融資による建造復旧をすることを願っていない大津浜中村のように該当するところはいいが、もれたものについても国庫補助するのかどうか、また公共より個人の災害に力を入れるように聞いているがその点はどうか、道有林の特別払下げの内容、太田委員（社）より、霧多布大津を襲った津波はコンブ等に損害はなかったか、また厚岸町のノリや日高のコンブはどうか、

岡田委員（社）より、六月五日開催される東北、北海道知事会議で対策を立てることになっているが共同歩調をとるものと道独自のものとがあると思う特別立法、金融関係、伊勢湾災害のときの二十五隻の共同利用船の問題等全国知事会議により政府に出すものかどうか、

西島委員（自民）より、今次災害の大きいものは漁船であるが前回は二十五隻となつていながらそれ以内の組合は補助対象とはならないのでこれらの点今日の委員会を決めて六日の会議にはつきりと出すべきでないか、

尾崎委員（自民）より、昨年の突風時に八十四人が死亡したが災害保険に入っていなかったこれら家族の生計状況を調査したい

こと等についてそれぞれ質疑、副知事、民生部長、森林企画課長より答弁。

- ② 委員長より、チリ地震災害の現地調査を行なうことについて諮り、異議なくそのことに決定、派遣委員は、川村（社）堀（社）津川（社）尾崎（自民）杉本（自民）の各委員とし六月四日より七日まで四日間とすることとした。

- ③ 次回委員会の開催日は道の資料作成の時期をみて六月十一日午前

十時とすることに決定。

- ④ 本日聴取した陳情は次のとおり。

チリ地震津波災害復旧に関する件

北海道漁業組合系統団体代表者一同

○六月十一日 午前十一時二十分、第一委員室において開議、午後二時

五十五分散会、委員長 二瓶 栄吾（協）

- ① 委員会の運営問題に関し、津川（社）川村（社）渡部（社）堀（社）岡田（社）各委員よりそれぞれ質疑があり、委員長より応答、ついで堀委員（社）より、チリ地震津波災害に関する現地調査の経過について報告の後、

竹内委員（社）より、災害救助適用期間についてその後どうなつているか、チリツブ公共建物の移設に対する助成の考え方、被害児童に対する教具教材の支給状況はどうか

について質疑、民生部長、管理課長、教育庁総務課長より答弁があつて、異議なくこれを了承、次に堀田副委員長（自民）より、先に現地調査のため来道した衆参両院農林水産委員とともに調査した経過について報告があり異議なくこれを了承。

- ② 副知事より、チリ地震災害に関する中央折衝の経過について報告の後、

津川委員（社）より、道から要望している事項と国が立法措置を行なう予定のものとは大分差があるように見受けるが今後の折衝で差がどの程度縮まると考えるかその見通し、浜中村における復興資材等の運搬に道路が悪いので何とかならないものか、また仮橋を架ける間の渡船についてももう少し大きな安定性のあるもののできないものか、昆布、カキ、ホタテ、オゴノリ等の被害状況はどうか、川村委員（社）より、道営住宅建設の希望があるがこれに対しどのように考えているか、被害激甚地復興法の適用について太平洋岸

(浜中以外)適用の見通し、海産干場の面積について副知事と水産部長との説明に対する喰い違い、小型漁船の復旧対策について被害船二十五隻以上を今次は十一隻以上または六隻以上あるいは無制限と三案あるというが道はこのちどの案を主張されたのか、浜中村の仮橋ができるまでの間自衛隊の舟艇による橋の設置は考えられないか、

渡部委員(社)より、海産干場については地元負担能力をこえない程度としてなお沿岸漁家振興助成条例等もあわせ考えたいとのことであるがその面積が副知事と水産部長とで意見の相違をきたしていること及び始めから負担能力云々ということで折衝を進めることはうまくないのではないか、配付の道県議長知事会のチリ地震津波対策要望書の中に道としての要望事項が全部入っているのか、また特別立法が八件内定しているというがわれわれの要望事項の全部がこの八件の中に入っているか、防潮堤については浜中以外においても必要な力所があるか、

竹内委員(社)より、海産干場の面積についてはよく検討して見解を統一することが必要である、防潮堤については村の防災林造りの全体計画の観点に立つて考慮願いたい

こと等についてそれぞれ質疑、副知事、水産部長、管理課長より
答弁。

- ③ 委員長より、チリ地震津波災害対策に関する中央折衝を行なうことについて諮り、異議なくそのことに決定、第一班は阿部副委員長(自民)及び千葉(軍)委員(自民)第二班は正副委員長及び川村(社)竹内(社)各委員を派遣することとした。

- ④ 本日聴取した陳情は次のとおり。

チリ地震津波災害による厚岸町の被害対策について

浜中漁業協同組合長

○六月二十日 午前十時五十五分、第一委員室において開議、午後二時

四十五分散会、委員長二瓶 栄吾(協)

- ① 川村委員(社)より、チリ地震津波災害対策に関する中央折衝の経過について報告、ついで副知事より、その後の対策推進状況について説明を聴取の後、

杉本委員(自民)より、幌泉庶野の漁船被害に対し何等の対策がなされないことは遺憾であり対策から取残されることのないよう温い手を差し伸べてもらいたいと考えるがどうか、また融資金に対する利子補給的なものを考えられないか、

阿部委員(自民)より、漁船漁具被害対策として信連の特別基金でつなぎ資金を出すことを聴いているがこれに対しても利子補給措置を講ずべきでないか、つなぎ資金四千万円の利息はどうなっているか、幌泉庶野の漁船被害対策については国の補助対象外となつた点はなほ残念であるがこのような地域は外にもあるのでこれらについても何等かの対策を考えられないか、

渡部委員(社)より、小型漁船については五屯以下が補助対象となつたが共同干場の補助も困難な情勢と考えてよいのか、小型漁船についてその補助対象は共同利用船と思うがそのとおりであるのか、また補助率について国、道が三分の一ずつというが残りの三分の一はどこの負担となるのか、更にこの共同利用船について最後はどうなるか、公共土木災害の復旧予算措置は従来三年にわたり予算措置は五、三、二の割合で措置されているが今回の予算措置の見通しはどうか、防潮堤については霧多布以外に設置の必要性の所もあると思うがこれらの見通しはどうか、

太田委員(社)より、霧多布の市街においてこの防潮堤ができれば従来家があり災害を受けた地域を非住宅地域の指定をしなくても良いとの考え方であるのか、防潮堤はいつ頃着工し、いつ頃できる予定であるか、

津川委員（社）より海産干場等について自己負担に問題があるのではないか、中央折衝の結果国の補助対象とならないもの等に対する道の考え方はどうか、

岡田委員（社）より、定置の被害対策はどうなっているか

等についてそれぞれ質疑、副知事、水産部長、土木部長、建築部長より答弁があつて、異議なく中央折衝報告を了承、ついで副知事より、今後の対策と見通し等について説明を聴取。

② 津川委員（社）より、今後の委員会運営について質疑、委員長より、休憩して協議する旨を述べ、暫時休憩、午後二時四十分再開、委員長より、休憩中協議のとおり一本委員会は設置された当時各党との話し合いのとおり七月議会の最終時に報告するよう取進めること、二必要により委員を中央折衝のため上京せしめることとして人員は自社各二名ずつ、人選は委員長一任とすること、三現地における各種対策の推進状況等調査のための現地調査必要の有無については次回委員会において検討することについて諮り、異議なくそのことに決定。

○六月二十四日 午後一時四十三分、第一委員室において開議、午後三時二十六分散会、委員長 二瓶 栄吾（協）

① 副知事より、第二回定例道議会に提案予定の災害諸対策に関する予算について説明を聴取の後、

渡部委員（社）より、チリ地震津波対策経費見込額調書は副知事の手元で調査中とのことであるがこの対策経費以外で知事査定に残されているものがあるか、漁港の査定対象となるカ所、公共土木復旧費の予算措置について先の委員会で年度内五十パーセント措置されるとの説明であつたがこの予算では二十五パーセント程度であるあとの二十五パーセントはいつ措置されるか、特別つなぎ融資としての五百万はどこに措置するのか、共同利用施設の復旧四カ所の地

区名と何の施設であるか、小型共同利用船に対する補助町村とこの隻数はどうか、浜中村の共同利用施設に対する三割の道費上置きに關連して同様の立場にある大津広尾については公平を欠くのでこの両村に対する助成について今後考慮されたい、漁船についてはこの予算が議決されたら直ちに建造に着手できるように早急に事務手続を講ぜられたい、災害土木復旧費の予算措置については本年度二十五パーセントでは少ないので今後大中に獲得されたい、

竹内委員（社）より、浜中村における公共土木災害で橋梁一カ所となつているが当初は永久橋二カ所の予定であつたのがその後どうなつたか、厚岸のカキ礁復旧には六百万円の事業費が必要とされているがこれに対する考え方はどうか、共同利用施設のうち浜中村の海産干場については一万四、五千坪の予定であるがこの造成に当つては漁業経営の成立つ面積が必要でないか、教育施設の被害についての予算措置はどうしたか、

川村委員（社）より、小型共同利用漁船復旧の地元負担分に対する対策はどうか、公宅の復旧について建物の敷地はどうなつているか、

堀委員（社）より、経費見込額における道担分五千六百万円のうち災害救助費一千八百万円は国の補助がないような説明であつたがこの経費は予見されない経費の支出であり特別交付税で措置されるものと思うがこの点どうか、

西野委員（自民）より、商工関係対策について函館市は中小企業関係で約四億の被害があり、これが融資対策についての要望があるがこれらに対する対策はどうか、

尾崎委員（自民）より、海産干場の補助について個々の所有であるため助成が困難であるとのことであるが何かよい方法はないか、委員長より、中小企業関係災害者に対する金融はどうなつているか

についてそれぞれ質疑、副知事、水産部長、教育庁総務課長より答弁。

- ② 委員長より、本日の議事はこの程度とし、次回委員会は第二回定例会後各会派の代表者と相談の上決めることについて諮り、異議なくそのことに決定。

- ③ 本日聴取した陳情は次のとおり。

チリ地震津波災害対策の早期実施について

浜 中 村 長

○七月十五日 午前十時五十分、第一委員室において開議、午前一時十分散会、委員長 二瓶 栄吾（協）

請願、陳情の審査

陳 情

第三八二号 チリ地震津波による漁業災害対策の件 （採択）

第三八三号 チリ地震津波による災害地帯に危険水域地帯指定の件 （採択）

第三八四号 チリ地震波による庶野漁業施設災害対策の件 （採択）

一 般 議 事

- ① 副知事より、「チリ地震津波災害対策の概況」について説明を聴取の後、

尾崎委員（自民）より、チリ地震による死亡者の前後対策はどうか、義捐金等の配分について一般被害者と差別をしたかどうかについて質疑、民生部長より答弁。

- ② 委員長より、今次災害対策の推進については今後なお折衝等を要するもの及び実施面においても検討を要するものもあるがこれらの問題は主として実施面にわたる事項であり本質的なものは一応目的が達成せられたので今後の残された諸案件はそれぞれの常任委員会

の運営において解決されるよう要望することとし本委員会は本日をもつて調査を終了することについて諮り、異議なくそのことに決定、委員長報告文は各党から一名ずつ起草委員をあげて検討願うこととした。

総合開発調査特別委員会

○六月八日 午後一時二十五分、第一委員室において開議、午後一時五十分散会、委員長 佐々木利雄（自民）

- ① 太田委員（社）より、本州各県の地域総合開発に関する視察経過について報告の後、異議なくこれを了承。

- ② 委員長より、先の委員会において荒委員（社）から要求のあつた開発審議会速記録の資料提出があつたので了承されたい旨を述べた後、企画本部長より、青函隧道建設に関する資料及び三十六年度開発予算要求資料作成方針案について説明を聴取。

- ③ 井野委員（社）より、先般の委員会における吉田委員（自民）の開発審議会に出席した経過報告と同審議会の速記録による内容とが一部異つていること及び未開発地域公共事業費の自治庁案に対する財政課長と知事の意見が不一致である旨を述べた後、先般開会された道の総合開発委員会に知事が諮問された事項及びこの会議の速記録並びに第四十八回開発審議会において設置された特別小委員会の会議録について資料提出方を要望、これを諮つて異議なくそのことに決定、明後十日午後一時開会することとした。

○六月十日 午前二時十五分、第一委員室において開議、午後二時十七

分散会、委員長 佐々木利雄（自民）

企画本部長より、知事が緊急用務のため出席できないこと及び一昨日の委員会において提出要求のあつた資料が間に合わなかつたことについて了承を求め、委員長より、本日の議事はこの程度にとどめることについて諮り、異議なくそのことに決定、次回委員会を十六日午前十時開会することとした。

○六月十六日 午後零時十分、第一委員室において開議、午後零時三十分

分散会、委員長 佐々木利雄（自民）

委員長より、本委員会の議事の進め方について諮り、岩本委員（自民）より、本日午前中開会された農家負債整理対策連合小委員会の審議がながくかかるようであれば明日に延期されてどうか、

井野委員（社）より、本日の委員会は本道開発の重要問題について知事の考え方を聞いた上で今後に対処するための委員会であるはずであつたが知事の都合により実質的審議に入れないことは遺憾であること、また三十六年度開発予算の具体的内容に関連して今日までの開発の経過から事業効果をどのように考えているか、どこの個所にどのような事業を行なうものであるのか、従来へい害のあつた地域、事業をどのように是正しようとするのか、国の直轄事業と道の補助事業の調整をどのようにしようとするのか、継続事業地元負担の関係をどのように考えているのかこれらに対する資料の提出方、太田委員（社）より、第一次、二次計画策定に当り本特別委員会が審議検討した経過について資料提出方

について質疑及び要望があり、企画本部長より答弁があつて、本日の議事はこの程度にとどめ明十七日午前十時より開会することとした。

○六月十七日 午後一時二十分、第一委員室において開議、午後三時五

十分散会、委員長 佐々木利雄（自民）

委員長より、先の委員会において井野（社）太田（社）各委員から要求のあつた資料提示があり、要求資料のうち開発審議会の速記録はなお中央に要求中であるので了承願いたい旨を述べ、異議なくこれを了承、ついで

井野委員（社）より、知事は四月十八日開催の開発審議会において本道開発の理念について疑念を持つているように発言されているがこのことは先の議会における開発問題に対する知事答弁と相違しているのではないか、また「貿易立国で立たざるを得ない云々」と貿易の自由化を肯定されたところの発言及び電力料金の問題に関連して「政治力云々」といつているが知事は議会においては検討中と答弁しながら一方審議会等においては大胆な発言がされているこのことに対してどのように考えているか、

太田委員（社）より、開発審議会では新たな開発理念を打立てるための特別委員会が設置されたが知事が特別委員として出席する場合どのように対処する考えか、知事とともに道政をあづかつている議会の意思をどのようにまとめこの特別委員会にどのように反映せしめる考えか、第三次計画立案のスケジュールはどうか、

荒委員（社）より、審議会はこのことについて意見の交換をしようということになつたが一体審議会は何を行なう機関であるのか、審議会が開発理念に対する検討の結果を政府に建議することとなればこの建議で新たな開発理念が明らかになることとなるがこのように考えてよいのか、開発審議会の及ぼす影響は非常に重大なものであるのかこのことを考えて発言されたいこと、また政治的にはなほだ重大なことについては事前に道議会に対しても相談されることが必要ではなかつたのか、開発というものは地域住民の協力なくしては遂行できるものではないが最近地元住民も開発理念に疑義を抱きは

じているがこのことに対する考え方、知事は常に五百万道民の知事であることを忘れることなく政府がやることだからといつてその事態が起つてから対処するというような行き方は公選知事としてとるべき方法ではないと思う、ぎつくばらんに話合つて一つの意見、行き方を出していくべきと考えるがどうか、知事の開発審議会における開発理念云々は道民に与えた影響大なるものがあると考え、その適當の機会に払拭の措置をとるよう取計されたい。また開発の進め方についても問題があり一つ一つの具体的問題を片付けるため道議会に意見を聴いた上で進められたい、

林(謙)委員(自民)より、知事は第二次計画改訂に対する意思は有していないが開発理念という言葉の表現から誤解を生じたものと思う最近府県の開発が強く進められておりともすれば本道の開発が薄れつつあるような印象を与えているところから本道開発を再認識して計画が充分達成されるよう検討しようということが論議されたものと考えるがこのように考えてよいかどうか、荒委員(社)より指摘の第二次計画推進に対する考え方には何ら変更する必要性がないということ、道民の前に明らかにすることについては本委員会が発表することではないのか、

秋山委員(協)より、今後本委員会には問題により各部の責任者を出席せしめられるよう取計されたいこと、開発庁設置以来十年経過したが長官の任期は短かく腰かけの姿になっている点知事の努力を煩わしいこと

等についてそれぞれ質疑、知事より答弁、次回委員会の開催日は委員長一任と決定。

○六月二日

午前十時四十八分、第一委員室において農家負債整理対策連合小委員会を開議、午後三時三十一分散会、連合小委員

長 佐々木利雄(自民)

① 連合小委員長より、前回の委員会で三小委員長一任と決定した本委員会の運営及び中央折衝に関する本日までの経過について報告の後、

菅田委員(社)より、今までに知事自身が身をもつて調整に当るべきでないかと三回にわたつて質問したが知事は自民党政調会に任せてあるとの答弁であつた今度は知事自ら乗り出して三案を調整するといふのか、先月の二十七日に農業関係二十四団体が委員長会議に陳情を行ない二十八日には三委員長が団体とともに南条代議士に面会したと新聞報道されているがそのような事実があるかどうか、南条代議士に対しては自民党の代議士として会わしてほしいのとこととであつたのかそれとも党の農家負債整理対策推進委員長ということとで正式に会見したいということとであつたのか、また条件緩和のどういふ点について陳情したかつたのか、

塚田委員(社)より、知事が両党の間に入つて努力することとであるが自民党のまとまつた案はどうなのか、知事としてはどのような気構えて社会党と話し合いをするのか、自民党案が大体まとまつたといふがどのような機関でどのようにまとまつたのか、

橋本(正)委員(社)より、先般農務副委員長等とともに中央折衝した際南条代議士の秘書の話では貸付限度額を五十万円にいつているが三十五万円でのいふのだらうといつておりまたそれでよいとのみにしている人もいるのでこれから考えてみると知事も同じように考えているからそのような話ができるのではないかと考えたくなる、知事の方針が三十五万円に引き上げるように変つたかどうか小委員長はこのことを承知しているか、

秋山委員(協)より、早急に何とかしなければどうにもならぬ段階にきておりできるだけ早く措置をとつてもらいたいと思つてゐるが農林省の考えなどからして猶予すべからざるものがありこの際知事の考え方を聞いた上で目的達成に努力しなければならぬ

こと等についてそれぞれ質疑、連合小委員長、二瓶委員（協）より応答の後、知事の出席を得て改めて審議することとして、午前十一時四十五分休憩、午後一時三十六分再開。

② 塚田委員（社）より、知事が現在まで折衝をしてきた経過、本件に対する所信と今後のスケジュールはどうか、自民、社会、道各案の調整経過、知事は先に政府提案は極めて困難であり場合によつては議員立法で押し切つていきたいと議会で言明しているが今でも議員立法でやる考えはあるか、自民党政調会で決まったものは党で決まったものと考えるが知事が自民党内部の態度が決定していないで社会党と話し合いができないというが矛盾しないか、このような状態の中で社会党の責任者である芳賀代議士等に了解を求めたことがあるか、南条代議士が負債整理推進小委員長になつてから新聞等に発表されたのを見るとだんだん我々の考え方からかけはなれてきているようにみえるがこれに対する知事の考え方、

橋本（正）委員（社）より、知事は先の議会で議員立法実現に努力すると明確にいわれているが果して熱心に本問題ととり組んでいるのかどうか、もし見通しがむづかしいのであればこういう方法を考えているのだという具体策はないのか、また現在は政治状況が混乱しているから休んで待つていると考えてよいものかどうか、政変によつてパイプが切れたということではないと思うが農家の負債は毎日金利が増えており来年になつて旗を巻いてしまう心配がある、そのような考えはないか、

渡部委員（社）より、知事は政治情勢が混乱しているので本問題が進まないといつては政治情勢の空白についてどのように考えているか、自民党の最終決定がないので社会党に持ち込めないということであるのに国会が空白であるからできないというのは納得できない

清水委員（社）より、知事の答弁では三十五年度は困難であると

の意見であり期待はづれの感が深いが何故実現できないか知事の所信を発表してしかるべきでないか、また今日の政治情勢のため非常に困難になつたとしばしばいわれるが議員立法でやらねばならぬことは四月議会でも言明されていることでありこれを政治情勢におおいかぶせてしまふのは間違ではないか

等についてそれぞれ質疑、知事より答弁。

③ 塚田委員（社）より、知事答弁によると現段階ではお手上げの状態であるがこのような状況の中で委員長は本委員会の運営をどのように運営していくつもりであるかについて質疑、連合小委員長より応答、ついで本件推進のための方法を理事者において検討の上次回委員会まで提示されるよう要請することについて諮り、異議なくそのことに決定、次回委員会は六月十六日午前十時より開くこととした。

○六月十六日

午前十一時八分、第一委員室において農家負債整理対策

連合小委員会を開議、午後二時散会、連合小委員長 佐

々木利雄（自民）

① 企画本部長より、自創法条件緩和の推進に関する中央情勢について説明を聴取の後、

塚田委員（社）より、本年度農林省が百万円の調査費をもつて実施しその結果対処するということになれば本年度解決の見通しがなくなることになり、知事が度々言明している本年度解決ということと喰い違いを来たすことにならないか、本年度中解決するためには議員立法も辞さないと言明しているがこの気構えはどうなつたのか、また自民社会各党と協調して進めるという知事の考えはどのようなものか、本年中実現するという確固たる見通しがあるのか等について質疑、企画本部長より答弁、塚田委員（社）より、知事の出席を求めて質疑したいと出席要求があつて、暫時休憩、午後

一時十五分再開、

塚田委員（社）より、知事は自民社会両党案を調整すると言明しているため社会党としては待機している状況であり、まだに何等の具体的交渉がないが基本的にはどのような方法で進める考えであるのか、農林省が九月の調査をまつて措置するとなれば本年度実施ということが事実上不可能となるがこのような状況の中で本年度実施できると考えているのか、知事がしばしば言明している議員立法を具體的に取進めるべきと思うがどうか、また知事は諸般の状況から議員立法は難かしく国会の情勢を見極めた上第二段の策をとらざるを得ないような事態の起ることも考えられるといつており自民党政調会においてはこの度一戸当たり貸付限度を三十五万円に引き上げることをのみを決定しその他の条件緩和に対しては見送りのように思われるが知事のいう第二段の策と関連してこの政調会の決定をどのように考えるか、

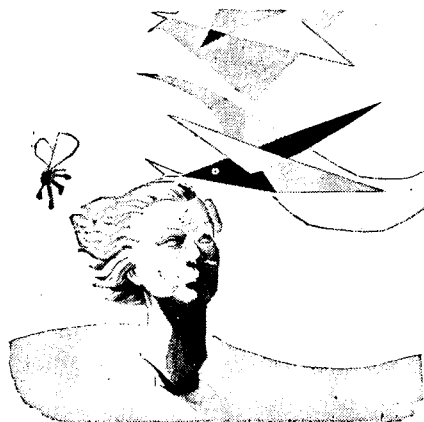
秋山委員（協）より、対象農家戸数と必要金額及び借り受けを希望している農家数、貸付準備の進捗状況

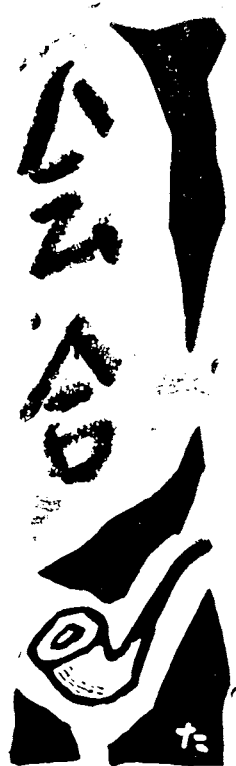
等について質疑、知事、農政課長より答弁。

② 塚田委員（社）より、今後の委員会運営に対する委員長の所見、

秋山委員（協）より、本問題はあくまでも押さなくてはならないものであり理事者に対しても力を抜かないように配慮されたい

林（謙）委員（自民）より、今後中央情勢が正常な状態になるのをまつて強い運動に入るよう対処すべきであり関係常任委員会においても協議検討の上本委員会を開会するようにしてはどうかについて質疑及び意見があり、連合小委員長より応答、連合小委員長より、今後知事ともよく協議して対処したいこと、また関係各常任委員会においても検討を願う意見がでた場合は本委員会に報告してもらいその上に立つて本件を推進するよう委員会を運営していく旨を述べた。





全国都道府県議会議長会

○六月六日 都道府県会館においてチリ地震津波災害対策関係道県議
 会議を開催、まず各県被害状況報告があり、ついで災害対策に関す
 る要望事項を決定、知事会と合同して政府並びに国会に陳情するこ
 ととした。

北海道東北六県議会議長会

○六月九日 山形県において開催、まず前回会議決定事項の処理につい
 て福島県議長より報告があり、ついで次の事項を協議、関係方面に
 強く要望することとした。

- チリ地震津波による被害対策について
- 開発公共事業促進のため国庫負担率の特例法制定による地方負
 担の軽減について
- 積雪寒冷地域における冬期道路交通確保対策について
- 道路整備について
- 東北地方の駅頭、ふ頭滞貨に対する貨車増配について
- 三十五年産米の時期別格差及びもち米加算金について
- 第二次新農山漁村建設総合対策の設定方について
- 酪農講習所設備近代化資金に対する国庫助成について
- 高等学校生徒急増対策について





○大臣次官衆参両院正副議長、常任委員長、
政党幹部名簿

(昭和35・7・26現在)

大臣

氏名	選挙区	住所・電話	議員会館 館別号室	電話
内閣総理大臣	池田 勇人	広島二 新宿・信濃町二二ノ一 (351) 〇七四	1	三九 二五〇
法務大臣	小島 敏三	兵庫五 三港・赤坂青山南町一ノ (401) 〇三三	2	五〇八 四三〇
外務大臣	小坂 善太郎	長野一 大田・田園調布四ノ一 (721) 二八八	3	三六 四四七
大蔵大臣	水田 三喜男	千葉三 文京・西片町一〇ノろ (921) 〇六七	1	三二 三六四
文部大臣	荒木 萬寿夫	福岡三 杉並・和泉町一六一 (321) 三八五	1	〇七 三三〇
厚生大臣	中山 マサ	大阪二 千代田・富士見町二ノ (331) 八六一	2	三三 四八四

農林大臣	南条 徳男	北海道四	目黒・三谷町一三六 (712) 六七	1	五〇 二四三
通商産業大臣	石井 光次郎	福岡三	港・芝高輪南町二八 (441) 〇四一	3	二四四 四四五
運輸大臣	南 好雄	石川二	世田谷・玉川奥沢町一ノ七六 (721) 二五六	2	三九 四九〇
郵政大臣	鈴木 善幸	岩手一	世田谷・経堂町三八一 (411) 〇三四	1	二三 三三四
労働大臣	石田 博英	秋田一	逗子市山ノ根八一 (子逗) 〇〇〇	2	四〇 四二九
建設大臣	橋本 登美三郎	茨城一	渋谷・代々木富ヶ谷町一四六二 (461) 五五五	2	二〇 四一八〇
自治大臣	山崎 巖	福岡三	目黒・洗足一四六四 (731) 二〇四	1	一〇 三二四〇
内務大臣	高橋 進太郎	参宮城	千代田・紀尾井町一ノ (331) 六五	4	一六三 〇六三
行政管理局長官	参宮城	議事所	港・麻布新電土町六 (480) 四九	5	一七 〇七二
北海道庁長官	西川 清五郎	参滋賀	新宿・市谷加賀町二ノ (341) 八八	2	一〇七 四〇三
同 防衛庁長官	江崎 真澄	愛知三	世田谷・若林町一〇五 (421) 〇七三	1	六 〇〇八
同 経済企画庁長官	迫水 久常	参全国	杉並・和泉町一六一 (321) 二八八	1	二五〇 二五〇
同 科学技術庁長官	荒木 萬寿夫	福岡三	文京・駒込林町一〇五 (821) 〇三六	1	一〇四 二四四
同 内閣官房長官	大平 正芳	香川二	新宿・下落合四ノ一九 (961) 六八	1	三三 三六五
同 内閣官房副長官	佐々木 盛雄	兵庫五	練馬・江古田町一八七 (951) 六五五	1	一〇三 四三三
同 内閣官房副長官	小川 平二	長野三	千代田・富士見町二ノ (331) 八六一	1	三六 三九五
総務長官	藤枝 泉介	群馬一			

長法制局
林修三

政務・事務次官

省庁	政務		氏名	選挙区	住所・電話	議員会館 館別号室電話
	事務	政務				
法務	事	政	馬場 義統	愛媛二	千代田・富士見町(331) 八四六	2 二五五〇六〇
外務	事	政	勝俣 稔	参全国	五杉並・和田本町八(381) 二二六	3 二四〇六四
大蔵	事	政	簡牛 凡夫	福岡一	千代田・富士見町(331) 八四六	1 二四三三五
文部	事	政	石田 正		港・赤坂福吉町一(481) 六九六	1 二〇三二七
厚生	事	政	大坪 保雄	佐賀	目黒・自由ヶ丘一(717) 三〇三	2 三〇六四〇
農林	事	政	田中 正巳	北海道三	杉並・馬橋三ノ三(311) 三〇五	1 二〇七三七
政	田口長治郎	長崎一	港・赤坂福吉町一(481) 六九六	2 二二二四二		

通商産業	運輸	郵政	労働	建設	自治	管行政
事	政	事	政	事	政	政
徳永 久治	山田 弥一	丹羽 兵助	岡崎 英城	三和 精一	吉田 重延	松沢 雄蔵
	静岡二	愛知二	東京四	青森二	熊本二	山形二
木村 守江	千代田・富士見町(331) 八四六	港・芝高輪南町一(441) 二四一	渋谷・代々木初台(371) 四〇〇	目黒・上目黒七ノ(713) 二四七	港・赤坂福吉町一(481) 六九六	千代田・富士見町(331) 八四六
1 三〇四三八〇	2 一〇三三四三	1 六七三六三	2 一〇三三四三	1 一〇六三三六	2 二〇三四七五	1 五六三三九
岡本 茂	目黒・大原町二三(411) 〇五六一					
渡部 伍良	鹿兒島一					
目黒・上目黒八ノ(461) 〇五九〇	3 二二九四八五					

衆議院正副議長・常任委員長

正副議長 及委員長	氏名	所屬	住所・電話	議員會館
議長	清瀬 一郎	無兵庫四	港・芝高輪南町一七 (公邸) 千代田・九段三ノ二 (331)(441) 三二二	1 六五三三二
副議長	中村 高一	//東京七	千代田・一番町二二 ノ二(公邸) 武蔵野市吉祥寺 武蔵野(2) 二九八五	2 五三四六九
議院運営	周東 英雄	白山口一	大田・馬込町西四ノ二 (771) 二九八三	1 二六三四七

技術 術学	政	事	企經 面 庁済	政	事	防衛 庁	政	事	開北海 道 庁道	政	事
篠原 登	大谷藤之助	参全国 中野・昭和通一ノ (371) 〇〇三	小出 栄一	後藤 義隆	参大分 千代田・麹町四ノ 七議員宿舎 (331) 八四一	今井 久	塩見 俊二	参全国 新宿・四谷六ノ一 (351) 三五六	熊本 政晴	仲原 善一	犬丸 実
		4 一八〇六八			5 一九〇六二			1 二五 五五		4 一六四〇六四	

公職選挙法 改正に關する 調査特別	鹿野 彦吉	//山形一	港・赤坂福吉町一議員 宿舎 (481) 六九六	2 二〇四四七四
懲罰	武知 勇紀	//愛媛一	港・芝白金今里町一六 四 (441) 六九八	1 五八三四二
決算	今井 耕	//滋賀	港・北谷町一九 (461) 二八〇	1 四〇三三三
予算	西村 直己	//静岡一	港・赤坂新坂町一四 (408) 二九七四	2 二〇九四七九
建設	大倉 三郎	//大阪四	港・赤坂福吉町一議員 宿舎 (481) 六九六	2 二二三四五五
通信	飯塚 定輔	//秋田二	武蔵野市吉祥寺 武蔵野(2) 八五六 三一六〇	2 四四四四九
運輸	永田 亮一	//兵庫二	千代田・富士見町二ノ 五議員宿舎 (331) 八四一	2 一〇八四四八
商工	大島 秀一	//新潟一	武蔵野市吉祥寺 武蔵野(2) 五五三 七八七	3 二〇八四四〇
農林水産	小山 長規	//宮崎二	北多摩郡小平市 武蔵野(5) 七四七 鈴木新田三番	3 二〇九四四四
社会労働	大石 武一	//宮城二	中野・江古田二ノ五 (951) 二五五	2 四〇六四三四
文教	秋田 大助	//徳島	杉並・神明町一〇二 (391) 五七三	2 四〇九四三七
大蔵	山本 勝市	//埼玉四	埼玉県草加市吉町四七 (加草) 五五四	1 五五三三九
外務	本名 武	//北海道五	波谷・代々木山谷町二 〇八ノ五三 (371) 二〇九	2 四四四三九
法務	山口六郎次	//埼玉二	千代田・富士見町二ノ 五議員宿舎 (331) 八四一	1 二五 三八二
地方行政	西村 英一	//大分二	世田谷・下馬町二ノ六 (421) 三九四	1 四二九三三
内閣	池田正之輔	//山形二	新宿・下落合三ノ一四 二九 (951) 三五五	1 五二三四四

科学技術 振興対策 特別	稲葉 修	同新潟二	鎌倉市山之内四區	大船三五九	1	六三三六八
国土総合 開発特別	福井 順一	同千葉三	世田谷・北沢四ノ四五 (421)	一〇四	2	一〇四四四
事務総長	山崎 高					

参議院正副議長・常任委員長

正副議長 及委員長	氏 名	所 属 選挙区	住 所・電 話	議員会館 館別号室電話
議長	松野 鶴平	自熊 本	品川・上大崎五ノ六三 六(公) 九六五 港・芝三田台町二ノ八 (451) 三七三	三八 三八
副議長	平井 太郎	同香 川	千代田・平河町二ノ四 (331) 一七三 品川(公) 一五 品川・南品川三ノ一五 (491) 〇〇〇	八七 五八七
議院運営	斎藤 昇	同三 重	渋谷・桜ヶ丘町九三 (461) 一四三	一〇八 六〇八
内 閣	吉江 勝保	同山 梨	千代田・麹町四ノ七議 員宿舎 (331) 八四一	一三五 六三五
地方行政	増原 恵吉	同愛 媛	渋谷・千駄ヶ谷三ノ一 (401) 〇七〇	三五 五五
法 務	松村 秀逸	同全 国	世田谷・新町二ノ二四 (414) 八七七	四四 五五七
外 務	木内 四郎	同長 野	渋谷・猿楽町五六 (461) 〇七六	一三六 六六六
大 蔵	杉山 昌作	同志全 国	大田・調布嶺町一ノ一 (721) 二六三	一六〇 六六〇
文 教	清沢 俊英	社新 潟	千代田・紀尾井町一議 員宿舎 (331) 六五五	一七 五三七

社会労働	吉武 恵市	自山 口	渋谷・千駄ヶ谷三ノ一 (401) 一五七	5	一五五 六五五
農林水産	藤野 繁雄	同長 崎	千代田・麹町四ノ七 (331) 八四一	3	一〇三 六三三
商 工	剣木 享弘	同福 岡	港・芝白金今里町三九 (441) 〇七三	2	六六 五八
運 輸	三木与吉郎	同德 島	新宿・西落合一ノ二二 (951) 五九五	3	一〇四 六〇四
通 信	鈴木 恭一	同全 国	文京・駒込西片町一〇 (921) 〇三三	4	一三三 六三三
建 設	稲浦 鹿藏	同全 国	渋谷・景丘町五〇 (441) 八四四	3	七五 五五七
予 算	堀木 鎌三	同全 国	目黒・柿ノ木坂一七二 (717) 〇二八	6	三三三 三三三
決 算	佐藤 芳男	同新 潟	新宿・西落合一ノ三一 (951) 五五〇	4	一六六 六六六
懲 罰	苦米地英俊	同北 海道	千代田・紀尾井町一議 員宿舎 (331) 六五五	1	三三 五三三
事務総長	河野 義克				

政党幹部

○自由民主党(本部千代田区平河町 砂防会館 (331) 八、〇七六)

氏 名	選挙区	住 所・電 話	議員会館 館別号室電話
総 裁	池田 勇人	広 島二	新宿・信濃町二二ノ一 (351) 〇七五
			1 二九三 二九三

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	総務
寺島隆太郎	北沢直吉	荒船清十郎	山下春江	津島文治	椎熊三郎	西郷吉之助	湯沢三千男	館哲二	永野護	太田正孝	青木一男	郡祐一	森下国雄	田中伊三次	中井一夫	
千葉二	茨城三	埼玉三	福島二	青森一	北海道一	参鹿兒島	参栃木	参富山	参広島	参静岡	参全国	参茨城	栃木二	京都一	兵庫一	
渋谷・幡ヶ谷中町一四 一八、(371)三九五	渋谷・幡ヶ谷笹塚町一 三九七、(371)三六〇	千代田・富士見町二ノ 五議員宿舍(331)八四六	品川・北品川六ノ三四 六、(441)四五四	千代田・富士見町二ノ 五議員宿舍(331)四六二	(副会長)	世田谷・下馬町二ノ六 二、(421)三六五	渋谷・代々木山谷二ノ 八、(361)二〇五〇	品川・上大崎長者丸二 七〇、(441)〇五五	渋谷・鉢山町四五 (461)〇六三	渋谷・松涛町二六 (461)〇三八	世田谷・成城町二八一 ノ五、(416)二〇〇七	(副会長)	中野・鷺宮一ノ九六	千代田・富士見町二ノ 五議員宿舍(331)八四六	千代田・永田町二ノ六 〇、(581)〇九〇	
2	2	2	2	1	2	2	4	6	6	2	3	4	1	3	1	
三〇、四二五	二〇、四七七	三〇、四一九	一〇、四四一	一五、三三三	四七、四五一	五九、五五九	二四、六四四	二三、七三三	二五、七三三	四四、五四四	二二、六三三	一六、五六六	四七、三〇〇	二〇、四九九	三三、三五五	

委員長制	財政部長	國會議員
鈴木 義男	竹谷源太郎	水谷長三郎
	宮城一	京都一
	港・芝高輪南町一七議 員宿舎 (441) 〇三四	千代田・富士見町二ノ 五議員宿舎 (331) 八四六
	2	1
	五三三六八	九三三三四一

○参議院同志会 (参議院二二八号控室 (581) 〇七五二)

議員總會長	政務調査	國会对策	情報宣伝	總務部長
杉山 昌作	森 八三一	大竹平八郎	加賀山一雄	常岡 一郎
全 国	全 国	全 国	全 国	全 国
住所・電話	住所・電話	住所・電話	住所・電話	住所・電話
太田・調布嶺町一ノ一 (721) 二六三	杉並・永福町五一 (321) 二五五	五港・芝白金三光町二九 (441) 三三八	世田谷・松原町四ノ一 (321) 二七六	渋谷・禮田一ノ四 (401) 〇八四
議員會館	議員會館	議員會館	議員會館	議員會館
館別号室電話	館別号室電話	館別号室電話	館別号室電話	館別号室電話
5	2	3	2	1
一九〇 六九〇	六六 五五五	九五 五九五	六五 五五五	三二 五三二



六 月 の メ モ

- 1 ○外務省、西独の対日貿易自由化計画を発表。
○モスワ放送、基地提供は侵略行為の共犯者であると日本に警告。
○社会党、両院議員総会並びに代議士会で議員総辞職することに決定。
○日教組大会運動方針を決定し閉幕（盛岡市）
○チリ津波災害対策のための臨時道議会開く
○ソ連各国に覚え書き送り、軍縮で新提案。
- 2 ○許政韓大統領代理、日本が北朝鮮送還止めねば日韓会議開けないと言明。
○米価審議会、米価算定方式は生産費、所得補償方式によると答申。
○政府は六・四ストは不当な政治闘争であると声明。
○政府、自由門勘定の設置決める。
○フ首相、新軍縮案を説明。
○通産省、三十五年度通商白書発表。
○民社党、議員総辞職に反対すると声明。
○農林省、農業の経済循環を発表。
○道教育長、高校生のデモ参加慎重に考慮するよう通達。
○支庁産業課長会議で冷害の恐れあると報告。
○韓国海務庁李ライン侵しても日本船舶獲せず、関係法律を改正中であると言明。
- 3 ○安保反対の六・四スト五百六十万人が参加し整然と終る。
○政府・六・四ストは許せぬ違法ストであると官房長官談話発表。
○農相、道のビート生産ハカ年計画の再検討を指示。
○道、六月一日現在の全道作況発表。
○釧路市で東栄小学校十五教室焼く。
○日高教組第九回定期大会開く（富山市）
○津軽海峡で訓練中の自衛艦同士衝突し、死者二、負傷二出す。
○六大学野球春季リーグ終わる、法政が優勝。
○社会党臨時大会開く、議員総辞職を決定。
- 4 ○社会党、次期総選挙第一次公認候補者百六十七人を発表。
○共産党、九十四人の第一次候補者発表。
○政府、チリ地震津波災害特別立法を各省に指示。
○米上院、新安保条約の審議を開始。
○十ヶ国軍縮委再開さる、ソ連軍縮新提案を上程。
○東久邇、片山、石橋の前・元首相三氏、岸首相に引退を勧告。
○離別炭鉱茂尻鉱で会社五百人の整理を提案。
○道企画本部、本道における工業立地条件改善の方向をまとめる。
○ホワイトハウス当局、大統領の訪日は儀礼的な親善旅行であると声明。
○米国務省、極東の範囲で日米に不一致ないと声明。
○総評臨時大会開く、アイク訪日反対を決議。
○参院安保委、自民単独で審議開始。
○最高裁、国会解散に審査権ないと判決。
○石炭手当増額法案成立。
○道、三十四年度道税収入実績を発表。
○道議会総務委、安保反対決議を要望する請願を採択。
○アイク訪日最終打ち合わせのためハガチー氏ら来日。
○ハガチー氏到着で羽田空港大混乱おきる。
○国土緑化推進委、明年度植樹祭を両岸下迎え本道で行なうことに正式決定。
○安保改定阻止第十八次統一行動全国で二百万人参加。
○札幌で安保統一行動の高校生警官隊ともみ合う。
○大統領、極東訪問の旅に出る。
○在日米大使館、羽田デモで声明。
○西尾民社委員長、岸首相と会談アイク歓迎を約束。
○第十四回道町村会定期総会開く（札幌市）
○炭労臨時大会開く（福岡県）
○米上院外交委、新安保を承認。
○米業者、ハガチー事件で日本品の輸入を解約。
○警視庁のハガチー事件、学内捜索に対し法政大、教育大が抗議。
○札幌で高校生の安保反対単独デモ。
- 5 ○社会党、次期総選挙第一次公認候補者百六十七人を発表。
○共産党、九十四人の第一次候補者発表。
○政府、チリ地震津波災害特別立法を各省に指示。
○米上院、新安保条約の審議を開始。
○十ヶ国軍縮委再開さる、ソ連軍縮新提案を上程。
○東久邇、片山、石橋の前・元首相三氏、岸首相に引退を勧告。
○離別炭鉱茂尻鉱で会社五百人の整理を提案。
○道企画本部、本道における工業立地条件改善の方向をまとめる。
○ホワイトハウス当局、大統領の訪日は儀礼的な親善旅行であると声明。
○米国務省、極東の範囲で日米に不一致ないと声明。
○総評臨時大会開く、アイク訪日反対を決議。
○参院安保委、自民単独で審議開始。
○最高裁、国会解散に審査権ないと判決。
○石炭手当増額法案成立。
○道、三十四年度道税収入実績を発表。
○道議会総務委、安保反対決議を要望する請願を採択。
○アイク訪日最終打ち合わせのためハガチー氏ら来日。
○ハガチー氏到着で羽田空港大混乱おきる。
○国土緑化推進委、明年度植樹祭を両岸下迎え本道で行なうことに正式決定。
○安保改定阻止第十八次統一行動全国で二百万人参加。
○札幌で安保統一行動の高校生警官隊ともみ合う。
○大統領、極東訪問の旅に出る。
○在日米大使館、羽田デモで声明。
○西尾民社委員長、岸首相と会談アイク歓迎を約束。
○第十四回道町村会定期総会開く（札幌市）
○炭労臨時大会開く（福岡県）
○米上院外交委、新安保を承認。
○米業者、ハガチー事件で日本品の輸入を解約。
○警視庁のハガチー事件、学内捜索に対し法政大、教育大が抗議。
○札幌で高校生の安保反対単独デモ。
- 6 ○社会党、次期総選挙第一次公認候補者百六十七人を発表。
○共産党、九十四人の第一次候補者発表。
○政府、チリ地震津波災害特別立法を各省に指示。
○米上院、新安保条約の審議を開始。
○十ヶ国軍縮委再開さる、ソ連軍縮新提案を上程。
○東久邇、片山、石橋の前・元首相三氏、岸首相に引退を勧告。
○離別炭鉱茂尻鉱で会社五百人の整理を提案。
○道企画本部、本道における工業立地条件改善の方向をまとめる。
○ホワイトハウス当局、大統領の訪日は儀礼的な親善旅行であると声明。
○米国務省、極東の範囲で日米に不一致ないと声明。
○総評臨時大会開く、アイク訪日反対を決議。
○参院安保委、自民単独で審議開始。
○最高裁、国会解散に審査権ないと判決。
○石炭手当増額法案成立。
○道、三十四年度道税収入実績を発表。
○道議会総務委、安保反対決議を要望する請願を採択。
○アイク訪日最終打ち合わせのためハガチー氏ら来日。
○ハガチー氏到着で羽田空港大混乱おきる。
○国土緑化推進委、明年度植樹祭を両岸下迎え本道で行なうことに正式決定。
○安保改定阻止第十八次統一行動全国で二百万人参加。
○札幌で安保統一行動の高校生警官隊ともみ合う。
○大統領、極東訪問の旅に出る。
○在日米大使館、羽田デモで声明。
○西尾民社委員長、岸首相と会談アイク歓迎を約束。
○第十四回道町村会定期総会開く（札幌市）
○炭労臨時大会開く（福岡県）
○米上院外交委、新安保を承認。
○米業者、ハガチー事件で日本品の輸入を解約。
○警視庁のハガチー事件、学内捜索に対し法政大、教育大が抗議。
○札幌で高校生の安保反対単独デモ。

- 16 ○ア大統領、フィリピン議会で共産主義を非難。
○韓国、憲法改正案を可決。
○今学連、国会構内で警官隊と流血の乱闘、女子学生一人死ぬ。
○前学連デモで流血騒ぎ。
○札幌神社祭。
○警視庁、国会乱入事件で学生等百八十二人逮捕。
○臨時閣議でア大統領の訪日中止要請を決定。
○ア大統領訪日延期に同意。
○東京株式三十六円の暴落。
○中国、ア大統領訪台に台湾などを示威砲撃するとの声明。
○河上丈太郎氏、国会請願受付中刺さる。
○沖繩で一万五千人が反米デモ。
○六・一八統一デモ国会へ三十万人動員。
○自民党、新安保強行採決を断念。
○ア大統領、台北出発、沖繩絛山、ソウルへ着く。
○中国軍、金門砲撃。
○日米新安保条約自然承認。
○社会党、議員総辞職をとりやめる。
○行政管理庁、医療行政改善を勧告。
○ア大統領、極東訪問の旅終え、ハワイ到着。
○新安保関係整備法、自民党の抜き打ち採択で成立。
○全国高校長会、高校生の政治活動は認められぬと声明。
○北炭、組合に人員整理を申し入れ。
○岸首相、新安保の発効後に引退することを決意。
○貿易為替自由化計画の事務当局原案なる。
○米上院、新安保承認。
○六・二二スト全国六百万人参加して行なわる。
○道農務部、牛乳共販の新指導方針を発表。
○新安保条約の批准書交換。
○岸首相、正式に引退を発表。
- 17 ○中国、ア大統領訪台に台湾などを示威砲撃するとの声明。
○河上丈太郎氏、国会請願受付中刺さる。
○沖繩で一万五千人が反米デモ。
○六・一八統一デモ国会へ三十万人動員。
○自民党、新安保強行採決を断念。
○ア大統領、台北出発、沖繩絛山、ソウルへ着く。
○中国軍、金門砲撃。
○日米新安保条約自然承認。
○社会党、議員総辞職をとりやめる。
○行政管理庁、医療行政改善を勧告。
○ア大統領、極東訪問の旅終え、ハワイ到着。
○新安保関係整備法、自民党の抜き打ち採択で成立。
○全国高校長会、高校生の政治活動は認められぬと声明。
○北炭、組合に人員整理を申し入れ。
○岸首相、新安保の発効後に引退することを決意。
○貿易為替自由化計画の事務当局原案なる。
○米上院、新安保承認。
○六・二二スト全国六百万人参加して行なわる。
○道農務部、牛乳共販の新指導方針を発表。
○新安保条約の批准書交換。
○岸首相、正式に引退を発表。
- 18 ○中国、ア大統領訪台に台湾などを示威砲撃するとの声明。
○河上丈太郎氏、国会請願受付中刺さる。
○沖繩で一万五千人が反米デモ。
○六・一八統一デモ国会へ三十万人動員。
○自民党、新安保強行採決を断念。
○ア大統領、台北出発、沖繩絛山、ソウルへ着く。
○中国軍、金門砲撃。
○日米新安保条約自然承認。
○社会党、議員総辞職をとりやめる。
○行政管理庁、医療行政改善を勧告。
○ア大統領、極東訪問の旅終え、ハワイ到着。
○新安保関係整備法、自民党の抜き打ち採択で成立。
○全国高校長会、高校生の政治活動は認められぬと声明。
○北炭、組合に人員整理を申し入れ。
○岸首相、新安保の発効後に引退することを決意。
○貿易為替自由化計画の事務当局原案なる。
○米上院、新安保承認。
○六・二二スト全国六百万人参加して行なわる。
○道農務部、牛乳共販の新指導方針を発表。
○新安保条約の批准書交換。
○岸首相、正式に引退を発表。
- 19 ○中国、ア大統領訪台に台湾などを示威砲撃するとの声明。
○河上丈太郎氏、国会請願受付中刺さる。
○沖繩で一万五千人が反米デモ。
○六・一八統一デモ国会へ三十万人動員。
○自民党、新安保強行採決を断念。
○ア大統領、台北出発、沖繩絛山、ソウルへ着く。
○中国軍、金門砲撃。
○日米新安保条約自然承認。
○社会党、議員総辞職をとりやめる。
○行政管理庁、医療行政改善を勧告。
○ア大統領、極東訪問の旅終え、ハワイ到着。
○新安保関係整備法、自民党の抜き打ち採択で成立。
○全国高校長会、高校生の政治活動は認められぬと声明。
○北炭、組合に人員整理を申し入れ。
○岸首相、新安保の発効後に引退することを決意。
○貿易為替自由化計画の事務当局原案なる。
○米上院、新安保承認。
○六・二二スト全国六百万人参加して行なわる。
○道農務部、牛乳共販の新指導方針を発表。
○新安保条約の批准書交換。
○岸首相、正式に引退を発表。
- 20 ○中国、ア大統領訪台に台湾などを示威砲撃するとの声明。
○河上丈太郎氏、国会請願受付中刺さる。
○沖繩で一万五千人が反米デモ。
○六・一八統一デモ国会へ三十万人動員。
○自民党、新安保強行採決を断念。
○ア大統領、台北出発、沖繩絛山、ソウルへ着く。
○中国軍、金門砲撃。
○日米新安保条約自然承認。
○社会党、議員総辞職をとりやめる。
○行政管理庁、医療行政改善を勧告。
○ア大統領、極東訪問の旅終え、ハワイ到着。
○新安保関係整備法、自民党の抜き打ち採択で成立。
○全国高校長会、高校生の政治活動は認められぬと声明。
○北炭、組合に人員整理を申し入れ。
○岸首相、新安保の発効後に引退することを決意。
○貿易為替自由化計画の事務当局原案なる。
○米上院、新安保承認。
○六・二二スト全国六百万人参加して行なわる。
○道農務部、牛乳共販の新指導方針を発表。
○新安保条約の批准書交換。
○岸首相、正式に引退を発表。
- 21 ○中国、ア大統領訪台に台湾などを示威砲撃するとの声明。
○河上丈太郎氏、国会請願受付中刺さる。
○沖繩で一万五千人が反米デモ。
○六・一八統一デモ国会へ三十万人動員。
○自民党、新安保強行採決を断念。
○ア大統領、台北出発、沖繩絛山、ソウルへ着く。
○中国軍、金門砲撃。
○日米新安保条約自然承認。
○社会党、議員総辞職をとりやめる。
○行政管理庁、医療行政改善を勧告。
○ア大統領、極東訪問の旅終え、ハワイ到着。
○新安保関係整備法、自民党の抜き打ち採択で成立。
○全国高校長会、高校生の政治活動は認められぬと声明。
○北炭、組合に人員整理を申し入れ。
○岸首相、新安保の発効後に引退することを決意。
○貿易為替自由化計画の事務当局原案なる。
○米上院、新安保承認。
○六・二二スト全国六百万人参加して行なわる。
○道農務部、牛乳共販の新指導方針を発表。
○新安保条約の批准書交換。
○岸首相、正式に引退を発表。
- 22 ○中国、ア大統領訪台に台湾などを示威砲撃するとの声明。
○河上丈太郎氏、国会請願受付中刺さる。
○沖繩で一万五千人が反米デモ。
○六・一八統一デモ国会へ三十万人動員。
○自民党、新安保強行採決を断念。
○ア大統領、台北出発、沖繩絛山、ソウルへ着く。
○中国軍、金門砲撃。
○日米新安保条約自然承認。
○社会党、議員総辞職をとりやめる。
○行政管理庁、医療行政改善を勧告。
○ア大統領、極東訪問の旅終え、ハワイ到着。
○新安保関係整備法、自民党の抜き打ち採択で成立。
○全国高校長会、高校生の政治活動は認められぬと声明。
○北炭、組合に人員整理を申し入れ。
○岸首相、新安保の発効後に引退することを決意。
○貿易為替自由化計画の事務当局原案なる。
○米上院、新安保承認。
○六・二二スト全国六百万人参加して行なわる。
○道農務部、牛乳共販の新指導方針を発表。
○新安保条約の批准書交換。
○岸首相、正式に引退を発表。
- 23 ○中国、ア大統領訪台に台湾などを示威砲撃するとの声明。
○河上丈太郎氏、国会請願受付中刺さる。
○沖繩で一万五千人が反米デモ。
○六・一八統一デモ国会へ三十万人動員。
○自民党、新安保強行採決を断念。
○ア大統領、台北出発、沖繩絛山、ソウルへ着く。
○中国軍、金門砲撃。
○日米新安保条約自然承認。
○社会党、議員総辞職をとりやめる。
○行政管理庁、医療行政改善を勧告。
○ア大統領、極東訪問の旅終え、ハワイ到着。
○新安保関係整備法、自民党の抜き打ち採択で成立。
○全国高校長会、高校生の政治活動は認められぬと声明。
○北炭、組合に人員整理を申し入れ。
○岸首相、新安保の発効後に引退することを決意。
○貿易為替自由化計画の事務当局原案なる。
○米上院、新安保承認。
○六・二二スト全国六百万人参加して行なわる。
○道農務部、牛乳共販の新指導方針を発表。
○新安保条約の批准書交換。
○岸首相、正式に引退を発表。
- 24 ○警察庁、パンフレットで六・一五事件に釈明。
○政府、貿易為替自由化計画の大綱決める。
○道人事委、中級職員の中だるみ是正を中心とする約3%の給与引き上げを勧告。
○ソ連ニシン輸入船、約六百トンを残して稚内に入港。
○漁業法改正について全道漁協組の意見まとまる。
○大阪で警官隊とデモ隊が乱闘し二百二十五人負傷。
○日本漁船、許政権下はじめてオライン内で捕獲さる。
○ア大統領、ワシントンに帰着。
○文部省、三十四年度大学卒業者の就職状況(三月三十一日現在)を発表。(八五・三%)
○第九回東北、北海道対抗柔道大会開く。(札幌市)
○ソ連輸入ニシンの入札不調。
○大相澤名古屋場所開幕。
○東西十カ国軍縮委事実上決裂。
○道農務部、六月二十一日現在の作況発表。三十七日の遅れ。
○札幌通産局、本道石炭鉱業の現状まとめる。
○第二回定例道議会開く。
○夕張市、平和都市宣言。
○道商工部、貿易自由化の本道鉱工業におよぼす影響調査まとめる。
○ソ連政府、新安保条約批准に警告声明を発表。
○米価審議会、麦価政府諮問どおり答申。
○道高教組第十九回定期大会開く。
○道南で豪雨禍。
○オライン出漁中の漁船二隻捕獲さる。
○労働省三十四年の労働白書発表。
○農林省、六月十五日現在の水陸稲全国生育概況を発表。
○第四回行政懇談会開く。

昭和三十五年八月二十日発行

北海道議会時報

(第十二卷
第七号)

編集 北海道議会議務局調査課

発行 北海道議会議務局